



ちばぎん

クレジット・デビット  
(その他)

必ずお読みください。

## カード会員規約・規定集 (個人情報の取扱い 他)

### 全てのお客様

カードの入会申込にかかる個人情報の取扱いに関する同意書	1
反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書	6
個人情報の取り扱いに関する重要事項 (JCBクレジット)	7
個人情報の取り扱いに関する重要事項 (JCBデビット)	10
個人情報の取扱いに関する重要事項 (MDC)	12
「ちばぎん ひまわり宣言」利用規定	15
「ちばぎん ひまわり宣言おまとめサービス」利用規定	17

### ICキャッシュ一体型カードをお申込みのお客様

ちばぎんキャッシュカード規定(個人用)	19
ICカード特約	22
生体認証特約	23
ちばぎんデビットカードサービス規定 (J-Debit)	24
ちばぎんスーパーカード一体型カード特約 (JCB)	28
ちばぎんスーパーカード一体型カード規定 (MDC)	31

### バックアップサービスをお申込みのお客様

ちばぎんスーパーカード・バックアップサービス契約	34
バックアップサービス保証委託約款	39

# カードの入会申込にかかる 個人情報の取扱いに関する同意書

株式会社 千葉銀行 御中

ちばぎんカード株式会社

(JCBカード(クレジット)またはスーパーカード(MDC)を選択した場合の保証会社) 御中

株式会社ジェーシービー

(JCBカード(デビット)を選択した場合の保証会社) 御中

本会員申込人および家族会員申込人(以下、併せて「申込人等」という。)は、株式会社千葉銀行(以下「銀行」という。)およびちばぎんカード株式会社(JCBカード(クレジット)またはスーパーカード(MDC)を選択した場合の保証会社)(以下「クレジット保証会社」という。)にクレジットカードの入会申込(バックアップサービス(当座貸越契約)の申込を含む。)、もしくは、株式会社ジェーシービー(JCBカード(デビット)を選択した場合の保証会社)(以下「デビット保証会社」という。)にデビットカードの入会申込、ならびにクレジット保証会社またはデビット保証会社(併せて以下「保証会社」という。)に本保証委託申込(これらの申込を併せて、以下「本申込」という。)を行うにあたり、これらの各申込書において規定される個人情報の取扱いに関する事項に加えて、下記の「個人情報の取扱いに関する同意条項」が適用されることに同意します。

ただし、デビットカードの入会申込においては、第2条、第3条を除きます。

## I. 株式会社千葉銀行

### 【個人情報の取扱いに関する同意条項】

#### 第1条(個人情報の利用目的)

申込人等は、銀行が、個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号、以下「個人情報保護法」という。)に基づき、申込人等の個人情報(保有個人データを含む。)を、下記1の業務の範囲内で、銀行および銀行の関連会社や銀行と契約関係にある提携会社(銀行に広告配信等を依頼した企業等を含みます。)の商品やサービスに関し、下記2の利用目的の達成のために利用することに同意します。

#### 1.個人情報をを利用する業務

- ①預金業務、貸出業務、内国為替業務、外国為替業務、両替業務およびこれらに付随する業務
- ②有価証券売買業務、投資信託販売業務、保険販売業務、金融商品仲介業務、信託業務、確定拠出年金業務、カード業務(クレジットカードおよびデビットカード業務)、代理業務等、法律により銀行が営むことのできる業務およびこれらに付随する業務
- ③その他銀行が営むことのできる業務およびこれらに付随する業務(今後取り扱いが認められる業務を含む。)

#### 2.利用の目的

- ①預金口座の開設や融資のお申込み等、各種商品やサービスのお申込受付のため
- ②犯罪収益移転防止法に基づく取引時確認等や、商品やサービスをご利用頂く資格等の確認のため
- ③預金取引や融資取引等における期日管理や照会受付等、継続的なお取引における管理のため
- ④融資等のお申込みに際しての与信判断および与信後の継続的なご利用についての判断および管理のため
- ⑤適合性の原則等に照らした判断等、商品やサービスのご提供にかかる妥当性の判断のため
- ⑥与信に関わる業務において個人情報を加盟する個人信用情報機関に提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため
- ⑦他の事業者等から個人情報の取り扱いを伴う業務を委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
- ⑧債権保全のための調査等、お客さまとの契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
- ⑨市場調査、並びにデータ集計・分析やアンケートの実施等による商品やサービスの研究・開発および管理のため
- ⑩お客さまとの面談の際等における、銀行および銀行の関連会社や提携会社の商品やサービスの各種ご提案のため
- ⑪ダイレクトメールや電話セールス等、ダイレクトマーケティングによる銀行および銀行の関連会社や提携会社の商品やサービスのご案内のため
- ⑫取得した取引履歴や閲覧履歴等の情報を分析し、お客さまの趣味・嗜好に応じた銀行及び銀行の関連会社や提携会社の商品やサービスのご提案・ご案内を行う等のマーケティング目的で活用するため
- ⑬各種お取引の解約やお取引解約後の事後管理のため
- ⑭保険事故に際して、保険適用の事務に必要な範囲で保険会社に提供するため
- ⑮売買取引等に対するお客さまの異議申し立てに際して、代金請求の差し戻し等に必要な範囲で加盟店の管理会社に提供するため
- ⑯銀行がお客さまに対して有する債権の譲渡に際して、必要な範囲で第三者に提供するため
- ⑰その他、お客さまとのお取引を適かつ円滑に履行するため

(注)上記のうち、⑪についてはお客さまのお申出により停止することができます。

#### 3.利用目的の限定

- ①銀行は、銀行法施行規則等により、個人信用情報機関から提供を受けたお客さまの借入金返済能力に関する情報は、お客さまの返済能力の調査以外の目的に利用し、または第三者に提供いたしません。
- ②銀行は、銀行法施行規則等により、人種、信条、門地、本籍地、保健医療または犯罪履歴についての情報等の特別の非公開情報は、適切な業務運営その他の必要と認められる目的以外の目的に利用し、または第三者に提供いたしません。
- ③銀行は、ご本人にとって利用目的が明確になるよう具体的に定めるとともに、例えば、各種アンケート等の回答に際しては、アンケート集計のためのみに利用するなど取得の場面に応じ、利用目的を限定するよう努めます。

#### 第2条(個人信用情報機関の利用等)

1.本会員申込人は、銀行が加盟する各個人信用情報機関および各機関と提携する個人信用情報機関に本会員申込人の個人情報(当該機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報のほか、当該各機関によって登録される不渡情報、破産等の官報情報等を含む。)が登録されている場合には、銀行がそれを与信取引上の判断(返済能力または転居先の調査をいう。ただし、銀行法施行規則および割

賦販売法により、返済能力に関する情報については返済能力の調査の目的に限る。以下同じ。)のために利用することに同意します。

2.銀行がこの申込みに関して、銀行の加盟する各個人信用情報機関を利用した場合、本会員申込人は、その利用した日および本申込の内容等が各機関に1年を超えない期間登録され、各機関の加盟会員によって自己の与信取引上の判断のために利用されることに同意します。

3.前2項に規定する個人信用情報機関は次のとおりです。各機関の加盟資格、会員名等は各機関のホームページに掲載されております。

①銀行が加盟する個人信用情報機関

全国銀行個人信用情報センター <https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/>

TEL 03-3214-5020

主に金融機関とその関係会社を会員とする個人信用情報機関

株式会社シー・アイ・シー(CIC) <https://www.cic.co.jp/>

TEL 0120-810-414

主に割賦販売等のクレジット事業を営む企業を会員とする個人信用情報機関

※株式会社シー・アイ・シー(CIC)は、割賦販売法第35条の3の36に基づく指定信用情報機関です。

②同機関と提携する個人信用情報機関

株式会社日本信用情報機構(JICC)

<https://www.jicc.co.jp/>

TEL 0570-055-955

主に貸金業、クレジット事業、リース事業、保証事業、金融機関事業等の与信事業を営む企業を会員とする個人信用情報機関

### 第3条(個人信用情報機関の登録等)

1.本会員申込人は、下記のそれぞれの表に定める個人情報(その履歴を含む。)が銀行が加盟する各個人信用情報機関に登録され、各機関および各機関と提携する個人信用情報機関の加盟会員によって自己の与信取引上の判断(返済能力または転居先の調査をいう。ただし、銀行法施行規則および割賦販売法により、返済能力に関する情報については返済能力の調査の目的に限る。)のために利用されることに同意します。

#### 【全国銀行個人信用情報センター】

登録情報	登録期間
氏名、生年月日、性別、住所(本人への郵便不着の有無等を含む。)、電話番号等の本人情報	下記の情報のいずれかが登録されている期間
借入金額、借入日、最終返済日等の本契約の内容およびその返済状況(延滞、代位弁済、強制回収手続、解約、完済等の事実を含む。)	本契約期間中および本契約終了日(完済していない場合は完済日)から5年を超えない期間
銀行が加盟する個人信用情報機関を利用した日および本契約またはその申込みの内容等	当該利用日から1年を超えない期間
官報情報	破産手続開始決定等を受けた日から7年を超えない期間
登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨	当該調査中の期間
本人確認資料の紛失・盗難、貸付自粛等の本人申告情報	本人から申告のあった日から5年を超えない期間

#### 【株式会社シー・アイ・シー(CIC)】

登録情報	登録期間
氏名、生年月日、住所、電話番号、運転免許証等の本人確認書類の記号番号等本人を特定するための情報等	下記の情報のいずれかが登録されている期間
契約の種類、契約日、契約額、貸付額、商品名およびその数量/回数/期間、支払回数等契約内容に関する情報等 利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、延滞等支払い状況に関する情報等	契約期間中および契約終了日(完済していない場合は完済日)から5年以内
銀行が加盟する個人信用情報機関を利用した日および本契約またはその申込みの内容等	当該利用日から6ヶ月間
登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨	当該調査中の期間
本人確認資料の紛失・盗難等の本人申告情報	登録日より5年以内

上記の他、支払い停止の抗弁の申出が行われていることが、その抗弁に関する調査期間中登録されます。

2.本会員申込人は、前項の個人情報が、その正確性・最新性維持、苦情処理、個人信用情報機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等の個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、個人信用情報機関およびその加盟会員によって相互に提供または利用されることに同意します。

3.前2項に規定する銀行が加盟する個人信用情報機関およびその提携する個人信用情報機関は第2条第3項と同じです。個人信用情報機関に登録されている情報の開示は、各機関で行ないます(銀行ではできません。)。

## 第4条(個人情報の保証会社との第三者提供)

本会員申込人は、本申込について、保証会社に保証委託をする場合には、本会員申込人の本申込に係る情報を含む下記情報を、銀行と保証会社が相互に提供し、利用することに同意します。

### 1.銀行から保証会社に提供される情報

- ①氏名、住所、連絡先、家族に関する情報、勤務先・職業に関する情報、取引を行う目的(カードご利用目的)、資産・負債に関する情報、借入要領に関する情報等、本申込書ならびに付属書面等本申込にあたり提出する書面に記載の全ての情報
- ②銀行における借入残高、借入期間、金利、弁済額、弁済日等本取引に関する情報
- ③銀行における預金残高情報、他の借入金の残高情報・返済状況等、本会員申込人の銀行における取引情報(過去のものを含む。)
- ④延滞情報を含む本取引の弁済に関する情報
- ⑤銀行が保有する本会員申込人の情報
- ⑥銀行が保証会社に対して代位弁済を請求するにあたり必要な情報

### 〈提供される目的〉

- ①申込の受付、資格確認、保証の審査、保証の決定
- ②保証取引の継続的な管理、保証基準の見直し
- ③加盟する個人信用情報機関への提供
- ④法令等や契約上の権利の行使や義務の履行
- ⑤市場調査、審査モデル等研究開発
- ⑥取引上必要な各種郵便物の送付
- ⑦金融商品やサービスの各種ご提案
- ⑧その他お客さまとの取引の適切かつ円滑な履行

### 2.保証会社より銀行に提供される情報

- ①氏名、住所、連絡先、家族に関する情報、勤務先・職業に関する情報、取引を行う目的(カードご利用目的)、資産・負債に関する情報、借入要領に関する情報等、本申込書ならびに付属書面等本申込にあたり提出する書面に記載の全ての情報
- ②保証会社での保証審査の結果に関する情報
- ③保証番号や保証料金額等、保証会社における取引に関する情報
- ④保証会社における保証残高情報、他の保証取引に関する情報等、銀行における取引管理に必要な情報
- ⑤保証会社が保有する本会員申込人の情報
- ⑥銀行の代位弁済請求に対する代位弁済完了に関する情報等、代位弁済手続きに必要な情報
- ⑦保証会社において代位弁済をした後の求償債権の回収状況に関する情報

### 〈提供される目的〉

- ①保証審査の結果、保証取引の状況の確認、代位弁済の完了の確認のほか、本取引および他の与信取引等継続的な取引に関する判断およびそれらの管理
- ②加盟する個人信用情報機関への提供
- ③法令等や契約上の権利の行使や義務の履行
- ④市場調査、審査モデル等研究開発
- ⑤取引上必要な各種郵便物の送付
- ⑥金融商品やサービスの各種ご提案
- ⑦その他お客さまとの取引の適切かつ円滑な履行

## 第5条(個人データの第三者提供)

1.本会員申込人は、銀行が債権管理回収業に関する特別措置法(平成10年10月16日法律第126号)第3条により法務大臣の許可を受けた債権回収会社に本申込に係る債権の回収を委託する場合には、申込人の個人情報を、同社との間で、本申込に関する取引上の判断および同社における管理・回収のために必要な範囲内で相互に提供し、利用することに同意します。

2.銀行は、ローン等の債権を、債権譲渡・証券化といった形式で、他の事業者等に移転することがあります。本会員申込人は、その際、本会員申込人の個人情報が当該債権譲渡または証券化のために必要な範囲内で、債権譲渡先または証券化のために設立された特定目的会社等に提供され、債権管理・回収等の目的のために利用されることに同意します。

### 第6条(個人情報の利用・提供の停止)

1.銀行は、第1条(個人情報の利用目的)の<利用目的>⑪に規定している利用目的のうち次に規定するものについては、申込人等から個人情報の利用・提供の停止の申し出があったときは、遅滞なくそれ以降の当該目的での利用・提供を停止する措置をとります。

銀行が行う宣伝・広告等印刷物の送付及び提携先の宣伝・広告等印刷物の銀行の発送物への同封等による送付。ただし、返済予定表やカードローン等の利用明細等、銀行が必要であると認める取引書類の余白に印刷されているものや、これらに付随して一律に送付されるものは、停止することはできません。

2.前項の利用・提供の停止の手続については、銀行のホームページに掲載いたします。

3.本申込による契約が不成立の場合であっても、第1項に規定する場合を除き、本申込に係る個人情報の利用・提供を停止することはできません。

### 第7条(不同意等の場合の取扱い)

銀行は、申込人等が本申込または契約に必要な記載事項の記載を希望しない場合、または本同意条項の全部もしくは一部に同意できない場合は、本申込による契約をお断りすることができます。

### 第8条(開示・訂正等)

個人情報保護法に規定する開示、訂正等および第6条に規定する利用・停止の手続については、銀行のホームページに記載いたします。第三者提供記録の開示を求める場合のお手続きも同様です。なお、第2条に規定する個人信用情報機関に登録されている情報の開示は、各機関で行ないます(銀行ではできません)。

<本店所在地>千葉市中央区千葉港1-2 <https://www.chibabank.co.jp/>

各本支店の電話番号が銀行のホームページに掲載されております。

以上

## Ⅱ. クレジット保証会社(ちばぎんカード株式会社) デビット保証会社(株式会社ジェーシーピー)

### 【個人情報の取扱いに関する同意条項】

#### 第1条(個人情報の収集・保有・利用)

申込人等は、クレジット保証会社が行う与信判断および与信後の管理のため、または、デビット保証会社が申込人等が当行に対して負担する債務についての連帯保証を行うか否かの審査もしくは保証委託後の管理のため、申込人等の以下の情報を、保証会社が保護措置を講じた上で収集・利用することに同意します。

- ①氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、職業、取引を行う目的(カードご利用目的)、Eメールアドレス等、入会申込時や入会後にお届けいただいた事項及びご申告いただいた事項。
- ②入会申込日、入会承認日、有効期限、ご利用可能枠など会員規約に基づくカード取引契約に関する事項。
- ③申込人等のカードの利用内容、支払い状況、お問い合わせ内容および連帯保証を行うか否かの審査もしくは債権回収その他の保証委託後の管理の過程において知り得た事項。
- ④申込人等が入会申込時および入会後に届け出た収入・負債・家族構成等、保証会社が収集したクレジット利用・支払履歴。
- ⑤犯罪による収益の移転防止に関する法律で定める本人確認書類等の記載事項または申込人等が当行に提出した収入証明書類等の記載事項。
- ⑥当行または保証会社が適正かつ適法な方法で収集した住民票等公的機関が発行する書類の記載事項(公的機関に当該書類の交付を申請するに際し、法令等に基づき、①②③のうち必要な情報が公的機関に開示される場合があります。)。
- ⑦電話帳、住宅地図、官報等において公開されている情報。

#### 第2条(個人信用情報機関(個人の支払能力に関する情報の収集および加盟会員に対する当該情報の提供を業とする者)への登録・利用)

1. クレジットカードの本会員申込人は、クレジット保証会社が加盟する個人信用情報機関(以下「加盟信用情報機関」という。)および当該機関と提携する個人信用情報機関(以下「提携信用情報機関」という。)にクレジット保証会社が照会し、本会員申込人の個人情報(破産等の官報情報、電話帳記載の情報等を含む。)が登録されている場合には、割賦販売法および貸金業法により、本会員申込人の支払能力の調査の目的に限り、それを利用することに同意します。
2. クレジットカードの本会員申込人は、本会員申込人の本契約に関する客観的な取引事実に基づく個人情報が、加盟信用情報機関に下表に定める期間登録され、また、加盟信用情報機関および提携信用情報機関の加盟会員により、本会員申込人の支払能力に関する調査の目的に限り、利用されることに同意します。なお、割賦販売法および貸金業法により、それ以外の目的には利用しません。

#### 【株式会社シー・アイ・シー(CIC)】

登録情報	登録期間
氏名、生年月日、住所、電話番号、運転免許証等の本人確認書類の記号番号等本人を特定するための情報等	下記の情報のいずれかが登録されている期間
契約の種類、契約日、契約額、貸付額、商品名およびその数量/回数/期間、支払回数等契約内容に関する情報等 利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、延滞等支払い状況に関する情報等	契約期間中および契約終了日(完済していない場合は完済日)から5年以内
銀行が加盟する個人信用情報機関を利用した日および本契約またはその申込みの内容等	当該利用日から6ヵ月間
登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨	当該調査中の期間
本人確認資料の紛失・盗難等の本人申告情報	登録日より5年以内

上記の他、支払い停止の抗弁の申出が行われていることが、その抗弁に関する調査期間中登録されます。

株式会社シー・アイ・シー(CIC)が相互に提携している信用情報機関は、全国銀行個人信用情報センターおよび株式会社日本信用情報機構(JICC)となります。

3. 加盟信用情報機関および提携信用情報機関の問合せ電話番号、ホームページアドレス、加盟企業の概要は下記の通りです。また、本契約期間中に新たに個人信用情報機関に加盟する場合は、別途、書面により通知いたします。

#### 【クレジット保証会社が加盟する信用情報機関】

株式会社シー・アイ・シー(CIC) TEL 0120-810-414

<https://www.cic.co.jp/>

〔主に割賦販売等のクレジット事業を営む企業を会員とする個人信用情報機関〕

※株式会社シー・アイ・シー(CIC)は、割賦販売法第35条の3の36に基づく指定信用情報機関です。

## [クレジット保証会社が加盟する個人信用情報機関が提携する提携信用情報機関]

①全国銀行個人信用情報センター TEL 03-3214-5020

<https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/>

[主に金融機関とその関係会社を会員とする個人信用情報機関]

②株式会社日本信用情報機構 (JICC) TEL 0570-055-955

<https://www.jicc.co.jp/>

[主に貸金業、クレジット事業、リース事業、保証事業、金融機関事業等の与信事業を営む企業を会員とする個人信用情報機関]

※上記の各信用情報機関の規約、加盟資格、加盟会員企業名等の詳細は、各信用情報機関のホームページに記載しております。

## 第3条(個人情報の保証会社との第三者提供)

会員申込人は、本申込について、会員申込人の本申込に係る情報を含む情報を、銀行およびクレジット保証会社またはデビット保証会社が相互に提供し、利用することに同意します。提供される目的および情報の種類については、銀行の「個人情報の取扱いに関する同意条項」の第4条(個人情報の保証会社との第三者提供)の定めによります。

## 第4条(個人情報の開示・訂正・削除)

クレジットカードの申込人等は、クレジット保証会社および第2条に記載する加盟個人信用情報機関に対して、デビットカードの申込人等は、デビット保証会社に対して、個人情報の保護に関する法律の定めるところにより、自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。

開示の結果、某一個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、クレジット保証会社またはデビット保証会社は、速やかに訂正または削除に応じます。

## 第5条(本契約が不成立の場合)

本申込に基づく契約が不成立の場合であっても本申込をした事実は、第1条および第2条2に基づき、当該契約の不成立の理由の如何を問わず一定期間利用されることに同意します。ただし、それ以外に利用されることはありません。

## 第6条(本条項に不同意の場合)

保証会社は、申込人等が本申込に必要な記載事項の記載を希望しない場合および本条項の内容の全部または一部を承認できない場合、保証をお断りすることや保証を中止する場合があります。

## 第7条(問合せ窓口)

個人情報の開示・訂正・削除等に関しましては、下記にご連絡ください。

〒261-7109 千葉市美浜区中瀬2-6-1 ワールドビジネスガーデンマリブイースト  
ちばぎんカード株式会社

JCBカードの方：TEL 043-296-7282

スーパーカード（MDC）の方：TEL 043-276-2411

〒107-8686 東京都港区南青山5-1-22 青山ライズスクエア

株式会社ジェーシービー お客様相談室

TEL 0120-668-500

以上

## 反社会的勢力でないことの 表明・確約に関する同意書

私は次の（1）に規定する暴力団員等もしくは（1）の各号のいずれかに該当し、（2）の各号のいずれかに該当する行為をし、または（1）に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、このカード取引が停止・解約されても異議を申しません。あわせて私は上記行為が判明しあるいは虚偽の申告が判明し、会員資格を取り消された場合には、当然に貴社に対する一切の債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済します。これにより損害が生じた場合でも貴社に何ら請求は行わず、一切私の責任といたします。

- （1）私は、私が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業・団体、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずるもの（以下これらを「暴力団員等」という。）またはテロリスト等（疑いがある場合を含む）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
- ①自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもつてするなど、不当に暴力団員等またはテロリスト等を利用していると認められる関係を有すること
  - ②暴力団員等またはテロリスト等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- （2）私は、私が自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。
- ①暴力的な要求行為
  - ②法的な責任を超えた不当な要求行為
  - ③貴社との取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - ④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて貴社の信用を毀損し、または貴社の業務を妨害する行為
  - ⑤その他前各号に準ずる行為

以上

# 個人情報の取り扱いに関する重要事項(JCBクレジット)

お客様の情報の取り扱いについて下記の事項をご確認のうえお申込みください。なお、個人情報の取り扱いに関する内容の全文は、カード送付時に会員規約(第2章)としてあらためてお届けします。

## 1.個人情報の収集、保有、利用

株式会社千葉銀行(以下「当行」という。)または株式会社ジェーシービー(以下「JCB」という。)は会員および入会を申し込まれた方(以下併せて「会員等」という。)の個人情報を必要な保護措置を行ったうえで以下のとおり取り扱います。

- (1)当行またはJCBもしくは当行およびJCB(以下「両社」という。)との取引に関する与信判断および与信後の管理のために、下記①～⑨の個人情報を収集、利用します。
  - ①氏名、生年月日、性別、住所、電話番号(ショートメッセージサービスの送信先番号を兼ねる)、勤務先、職業、取引を行う目的(カードご利用目的)、Eメールアドレス等、会員等が入会申込時および入会後に届け出た事項。
  - ②入会申込日、入会承認日、有効期限、利用可能枠等、会員等と両社の契約内容に関する事項。
  - ③会員のカードの利用内容、支払い状況、お問い合わせ内容および与信判断や債権回収その他与信後の管理の過程において両社が知り得た事項。
  - ④会員等が入会申込時および入会後に届け出た収入・負債・家族構成等、当行またはJCBが収集したクレジット利用・支払履歴。
  - ⑤犯罪による収益の移転防止に関する法律で定める本人確認書類等の記載事項または会員等が当行に提出した収入証明書類等の記載事項。
  - ⑥当行またはJCBが適正かつ適法な方法で収集した住民票等公的機関が発行する書類の記載事項(公的機関に当該書類の交付を申請するに際し、法令等に基づき、①～③のうち必要な情報が公的機関に開示される場合があります)。
  - ⑦電話帳、住宅地図、官報等において公開されている情報。
  - ⑧インターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引で、会員が加盟店における購入画面等に入力した氏名、Eメールアドレス、電話番号、商品等送付先住所および請求先住所等の取引情報(以下「オンライン取引情報」という)。
  - ⑨インターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引で、会員が当該オンライン取引の際に使用したパソコン、スマートフォン及びタブレット端末等の機器に関する情報(OSの種類・言語、IPアドレス、位置情報、端末識別番号等)(以下「デバイス情報」という。)。
- (2)以下の目的のために、上記(1)①～④の個人情報を利用します。ただし、会員が下記③のうち、市場調査を目的としたアンケート用の書面その他の媒体の送付または④の営業案内について中止を申し出た場合、両社は業務運営上支障がない範囲で、これを中止するものとします。
  - ①カードの機能、付帯サービス等の提供。
  - ②当行またはJCBもしくは両社のクレジットカード事業その他の当行またはJCBもしくは両社の事業(当行またはJCBの定款記載の事業をいう。以下「両社事業」という場合において同じ。)における取引上の判断(会員等による加盟店申込み審査および会員等の家族または親族との取引上の判断を含む。)
  - ③両社事業における新商品、新機能、新サービス等の開発および市場調査。
  - ④両社事業における宣伝物の送付または電話・Eメールその他の通信手段等の方法による、当行、JCBまたは加盟店その他の営業案内、および貸付の契約に関する勧誘。
  - ⑤刑事訴訟法第197条第2項に基づく捜査関係事項照会その他各種法令に基づき公的機関・公的団体等から提出を求められた場合の公的機関・公的団体等への提供。
- (3)割賦販売法等に基づき第三者によるカード番号の不正利用の防止を図る業務を行うため、インターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引で、オンライン取引情報とデバイス情報に含まれる本項①⑧⑨の個人情報を使用して本人認証を行うこと。なお、当該分析の結果、当該非対面取引が第三者によるカード番号の不正利用である可能性が相対的に高いと判断された取引については、当行は会員らの財産の保護を図るために、追加の本人確認手続きを求めたり、当該非対面取引におけるショッピング利用を拒絶したりする場合があります。両社は当該業務のために、本項①⑧⑨の個人情報を不正検知サービスを運営する事業者に提供し、当該事業者から当該事業者が行った分析結果を受領します。また当該事業者は、会員によるオンライン取引完了後も当該個人情報を個人が直接特定できないような形式に置き換えたうえで一定期間保管し、当該事業者において、当該事業者が提携する両社以外の組織向けの不正検知サービスにおける分析のためにも当該情報を使用します。詳細については、JCBのホームページ内のJ/Secure(TM)サービスに関する案内にてご確認ください。
- (4)両社およびJCBカード取引システムに参加するJCBの提携会社が、与信判断および与信後の管理、その他自己との取引上の判断のため、上記(1)①～④の個人情報を共同利用します。(当該提携会社は、次のホームページにて確認できます。<https://www.jcb.co.jp/r/riyou/>)
- (5)以下の当行またはJCBが個人情報の提供に関する契約を締結した提携会社(以下「共同利用会社」という。)は、共同利用会社のサービス提供等のため、上記(1)①②③の個人情報を共同利用します。
  - ・株式会社JCBトラベル：旅行サービス、航空券・ゴルフ場等リザーベーションサービス、株式会社ジェーシービーおよび株式会社JCBトラベルが運営する「J-Basketサービス」等の提供のため
  - ・株式会社ジェーシービー・サービス：保険サービス等の提供のため
- (6)上記(4)(5)の共同利用に係る個人情報の管理について責任を有する者はJCBとなります。
- (7)本申し込みにおいて保証会社に保証を委託する場合は、上記(1)①②③④の個人情報を、保証会社においては(1)に定める目的の達成に必要な範囲で、当行およびJCBにおいては(2)に定める目的の達成に必要な範囲で、当行およびJCBと保証会社が相互に提供し、利用します。  
〈保証会社の利用目的〉
  - ①本申込みの受付、保証の審査および保証の決定
  - ②会員等の委託に係る保証取引(以下「本件保証取引」という。)に関する与信判断および与信後の管理
  - ③加盟する個人信用情報機関への提供および適正かつ適法と認められる範囲での第三者の提供
  - ④本件保証取引上の権利行使および義務の履行
  - ⑤法令等によって認められる権利行使および義務の履行
  - ⑥本件保証取引上必要な会員等への連絡および郵便物等の送付  
(当行およびJCBの利用目的)
    - ①当行またはJCBもしくは両社との取引に関する与信判断および与信後の管理
    - ②上記(2)①②③の目的

## 2.個人信用情報機関の利用および登録

- (1)本会員および本会員として申し込まれた方(以下併せて「本会員等」という。)の支払能力の調査のため

に、両社はそれぞれ加盟する個人信用情報機関(以下「加盟個人信用情報機関」という。)および当該機関と提携する個人信用情報機関(以下「提携個人信用情報機関」という。)に照会し、本会員等の個人情報が登録されている場合にはこれを利用します。なお、登録されている個人情報には、加盟個人信用情報機関および提携個人信用情報機関が独自に収集し登録した情報が含まれます。

- (2) 加盟個人信用情報機関に、本会員等の本契約に関する客観的な取引事実に基づく個人情報および当該機関が独自に収集した情報が、末尾の「登録情報および登録期間」表に定める期間登録されることで、当該機関および提携個人信用情報機関の加盟会員に、これらの登録に係る情報が提供され、自己の与信取引上の判断(本会員等の支払能力の調査または転居先の調査。ただし、割賦販売法および貸金業法等により、支払能力に関する情報については支払能力調査の目的に限る。)のために利用されます。
- (3) 加盟個人信用情報機関に登録されている個人情報について、個人情報の正確性および最新性の維持、苦情処理、加盟会員に対する規制遵守状況のモニタリング等加盟個人信用情報機関における個人情報の保護と適正な利用確保のために必要な範囲において、加盟個人信用情報機関および当該機関の加盟会員は個人情報を相互に提供し、利用します。

### 3.個人情報の開示、訂正、削除

会員等は、当行、JCB、JCBカード取引システムに参加するJCBの提携会社、共同利用会社および加盟個人信用情報機関に対して、当該会社および機関がそれぞれ保有する自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。万一登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合には、両社は、速やかに訂正または削除に応じます。

### 4.個人情報の取り扱いに関する不同意

両社は、会員等が入会の申し込みに必要な事項の記載を希望しない場合、また本事項に定める個人情報の取り扱いについて承諾できない場合(ただし、上記1. (2)(3)または同④の中止の申し出を除く。)は、入会を断ることや、退会の手続きをとることがあります。

### 5.契約不成立時および退会後の個人情報の利用

- (1) 両社が入会を承認しない場合であっても入会申込をした事実は、承認をしない理由のいかんにかかわらず、上記1.(ただし、上記1.(2)(3)および同④を除く。)および2.の定めに基づき一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。
- (2) 退会の申し出または会員資格の喪失後も上記1.(ただし、上記1. (2)(3)および同④を除く。)および開示請求等に必要な範囲で、法令等または両社が定める所定の期間個人情報を保有し、利用します。

### 6.個人情報の開示、訂正、削除等の会員の個人情報に関するお問い合わせ窓口

#### ●株式会社千葉銀行 個人情報苦情・相談窓口

〒260-8720 千葉市中央区千葉港1-2  
TEL 0120-31-7889

#### ●株式会社ジェーシービーお客様相談室

〒107-8686 東京都港区南青山5-1-22 青山ライズスクエア  
TEL 0120-668-500

#### 〈加盟個人信用情報機関〉

##### ●株式会社シー・アイ・シー (CIC)

TEL 0120-810-414 <https://www.cic.co.jp/>  
※株式会社シー・アイ・シー(CIC)は、割賦販売法第35条の3の36に基づく指定信用情報機関です。

##### ●全国銀行個人信用情報センター

TEL 03-3214-5020 <https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/>  
※全国銀行個人信用情報センターは、主に金融機関とその関係会社等を会員とする個人信用情報機関です。

##### ●株式会社日本信用情報機構 (JICC)

TEL 0570-055-955 <https://www.jicc.co.jp/>  
※株式会社日本信用情報機関(JICC)は、主に貸金業、クレジット事業、リース事業、保証事業、金融機関事業等の与信事業を営む企業を会員とする個人信用情報機関です。

## 【登録情報および登録期間】

	CIC	全国銀行個人信用情報センター	JICC
①氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、運転免許証等の番号、本人確認書類の記号番号等の本人情報	左記②③④⑤⑥のいずれかの情報が登録されている期間		
②加盟個人信用情報機関を利用した日および本契約に係る申し込みの事実	当該利用日より6カ月間	当該利用日から1年を超えない期間	当該利用日から6カ月以内
③入会年月日、利用可能枠、貸付残高、割賦残高、年間請求予定額等の本契約の内容および債務の支払いを延滞した事実、完済等のその返済状況	契約期間中および契約終了日(完済していない場合は完済日)から5年以内	契約期間中および契約終了日(完済していない場合は完済日)から5年を超えない期間	契約継続中および契約終了日(完済していない場合は完済日)から5年以内
④官報において公開されている情報	—	破産手続開始決定等を受けた日から7年を超えない期間	—
⑤登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨	当該調査中の期間		
⑥本人確認資料の紛失、盗難等の本人申告情報	登録日より5年以内	本人申告のあった日から5年を超えない期間	登録日から5年以内

\*上記のうち、個人信用情報機関が独自に収集し、登録するものは、④⑤⑥となります。

\*上記の他、全国銀行個人信用情報センターについては、貸付自凍の本人申告情報(本人申告のあった日から5年を超えない期間)が登録されます。

\*上記の他、CICおよびJICCについては支払い停止の抗弁の申出が行われていることが、その抗弁に関する調査期間中登録されます。

\*上記の他、JICCについては、延滞情報は延滞継続中、延滞解消の事実に係る情報は契約終了日から5年以内(入会年月日が2018年3月31日以前の場合は延滞解消日から1年以内)、および債権譲渡の事実に係る情報は債権譲渡日から1年を超えない期間が登録されます。

●加盟個人信用情報機関と提携個人信用情報機関の関係は以下のとおりです。

加盟個人信用情報機関	提携個人信用情報機関	登録情報
CIC	JICC、全国銀行個人信用情報センター	*
JICC	CIC、全国銀行個人信用情報センター	*
全国銀行個人信用情報センター	CIC、JICC	*

\*提携個人信用情報機関の加盟会員により利用される登録情報は、「債務の支払いを延滞した事実等」となります。

\*各個人信用情報機関の加盟資格、加盟会員企業名等の詳細は、各機関開設のホームページをご覧ください。

# 個人情報の取り扱いに関する重要事項(JCBデビット)

お客様の情報の取り扱いについて下記事項をご確認のうえお申し込みください。なお、個人情報の取り扱いに関する内容の全文は、カード送付時に会員規約(第2章)としてあらためてお届けします。

## 1. 個人情報の収集、保有、利用

株式会社千葉銀行(以下、「当行」という。)および株式会社ジェーシービー(以下「JCB」という。)は、会員および入会を申し込まれた方(以下併せて「会員等」という。)の個人情報を必要な保護措置を行ったうえで以下のとおり取り扱います。

- (1)当行またはJCBもしくは当行およびJCB(以下、「両社」という。)との取引に関する判断および入会後の管理のために、下記①～⑨の個人情報を収集、利用します。
- ①氏名、生年月日、性別、住所、電話番号(ショートメッセージサービスの送信先番号を兼ねる)、勤務先、職業、取引を行う目的(カードご利用目的)、Eメールアドレス等、会員等が入会申込時および入会後に届け出た事項。
  - ②入会申込日、入会承認日、有効期限、会員等と両社の契約内容に関する事項。
  - ③会員のカードの利用内容、支払い状況、お問い合わせ内容およびカードの利用可否判断や立替払代金回収その他の入会後の管理において両社が知り得た事項。
  - ④当行またはJCBが収集したデビットカード利用・支払履歴。
  - ⑤犯罪による収益の移転防止に関する法律で定める本人確認書類等の記載事項または会員等が当行に提出した本人確認書類等の記載事項。
  - ⑥当行またはJCBが適正かつ適法な方法で収集した住民票等公的機関が発行する書類の記載事項(公的機関に当該書類の交付を申請するに際し、法令等に基づき、①～③のうち必要な情報が公的機関に開示される場合があります)。
  - ⑦電話帳、住宅地図、官報等において公開されている情報。
  - ⑧インターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引で、会員が加盟店における購入画面等に入力した氏名、Eメールアドレス、電話番号、商品等送付先住所および請求先住所等の取引情報(以下「オンライン取引情報」という)。
  - ⑨インターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引で、会員が当該オンライン取引の際に使用したパソコン、スマートフォン及びタブレット端末等の機器に関する情報(OSの種類・言語、IPアドレス、位置情報、端末識別番号等)(以下「デバイス情報」という。)
- (2)以下の目的のために、上記1項(1)①～④の個人情報を利用します。ただし、会員が下記③の定める市場調査を目的としたアンケート用の書面その他の媒体の送付または④の定める営業案内等について中止を申し出た場合、両社は業務運営上支障がない範囲で、これを中止するものとします。
- ①カードの機能、付帯サービス等の提供。
  - ②当行の預金業務、貸付業務、JCBのクレジットカード事業、およびその他の当行もしくはJCBの事業または両社の事業(当行またはJCBの定款記載の事業をいう。以下、「両社事業」という場合において同じ。)における取引上の判断(会員等による加盟店申込み審査および会員等の家族または親族との取引上の判断を含む。)。
  - ③当行もしくはJCBまたは両社の事業における新商品、新機能、新サービス等の開発および市場調査。
  - ④当行もしくはJCBまたは両社の事業における宣伝物の送付または電話・Eメールその他の通信手段等の方法による、当行、JCBまたは加盟店その他の営業案内、および貸付の契約に関する勧誘。
  - ⑤刑事訴訟法第197条第2項に基づく捜査関係事項照会その他各種法令に基づき公的機関・公的団体等から提出を求められた場合の公的機関・公的団体等への提供。
- (3)本契約に基づく当行またはJCBの業務を第三者に委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で、本項(1)①～⑨の個人情報を当該業務委託先に預託します。
- (4)割賦販売法等に基づき第三者によるカード番号の不正利用の防止を図る業務を行うため、インターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引で、オンライン取引情報とデバイス情報に含まれる本項(1)⑧⑨の個人情報を使用して本人認証を行うこと。なお、当該分析の結果、当該非対面取引が第三者によるカード番号の不正利用である可能性が相対的に高いと判断された取引については、当行は会員らの財産の保護を図るために、追加の本人確認手続きを求めたり、当該非対面取引におけるショッピング利用を拒絶したりする場合があります。両社は当該業務のために、本項(1)⑧⑨の個人情報を不正検知サービスを運営する事業者に提供し、当該事業者から当該事業者が行った分析結果を受領します。また当該事業者は、会員によるオンライン取引完了後も当該個人情報を個人が直接特定できないような形式に置き換えたうえで一定期間保管し、当該事業者内において、当該事業者が提携する両社以外の組織向けの不正検知サービスにおける分析のためにも当該情報を使用します。詳細については、JCBのホームページ内のJ/Secure(TM)サービスに関する案内にてご確認ください。
- (5)当行、JCBおよびJCBカード取引システムに参加するJCBの提携会社が、与信判断および与信後の管理、その他自己との取引上の判断のため、上記(1)①～④の個人情報を共同利用します。(JCBカード取引システムに参加するJCBの提携会社は次のホームページにて確認できます。<https://www.jcb.co.jp/r/riyou/>)
- (6)以下の当行またはJCBが個人情報の提供に関する契約を締結した提携会社(以下「共同利用会社」という。)は、共同利用会社のサービス提供等のため、上記(1)①②③の個人情報を共同利用します。
- ・株式会社JCBトラベル：旅行サービス、航空券・ゴルフ場等リザーバーションサービス、株式会社JCBおよび株式会社JCBトラベルが運営する「J-Basketサービス」等の提供のため
  - ・株式会社ジェーシービー・サービス：保険サービス等の提供のため
- (7)上記(5)(6)の共同利用に係る個人情報の管理について責任を有する者はJCBとなります。

## 2. 個人情報の開示、訂正、削除

会員等は、当行、JCBおよびJCBカード取引システムに参加するJCBの提携会社、および共同利用会社に対して、当該会社がそれぞれ保有する自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。万一登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合には、当該会社は速やかに訂正または削除に応じます。

## 3. 個人情報の取り扱いに関する不同意

当行は、会員等が入会の申し込みに必要な事項の記載を希望しない場合、または本事項に定める個人情報の取り扱いについて承諾できない場合(ただし、上記1(2)(3)または同④への中止の申し出を除く。)は、入会を断ることや、退会の手続きをとることができます。

#### **4. 契約不成立時および退会後の個人情報の利用**

- (1)両社が入会を承認しない場合であっても入会申込をした事実は、承認をしない理由のいかんにかかわらず、上記1.(ただし、1.(2)(3)および同④を除く。)に基づき一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。
- (2)退会の申し出または会員資格の喪失後も、上記1.(ただし、1.(2)(3)および同④を除く。)および開示請求等に必要な範囲で、法令等または両社が定める所定の期間個人情報を保有し、利用します。

#### **5.個人情報の開示、訂正、削除等会員の個人情報に関するお問い合わせ窓口**

株式会社千葉銀行 個人情報苦情・相談窓口  
〒260-8720 千葉市中央区千葉港1-2  
TEL 0120-31-7889  
株式会社ジェーシーピー お客様相談室  
〒107-8686 東京都港区南青山5-1-22 青山ライズスクエア  
TEL 0120-668-500

# 個人情報の取扱いに関する重要事項(MDC)

お客様の情報の取扱いについては、下記の事項をご確認のうえお申込みください。なお、個人情報の取得・保有・利用・提供に関する同意条項の全文を含む会員規約は、カードの送付時にあらためてお送りいたします。

## 1.個人情報の取得・保有・利用

- (1) 株式会社千葉銀行(以下「当行」と称します。)は、本申込みを含むお客様と当行との取引の与信判断および与信後の管理のため、会員および入会を申込まれた方(以下併せて「会員等」と称します。)の以下の情報を、保護措置を講じたうえで取得・保有・利用いたします。
- ①本人を特定するための情報(氏名、性別、生年月日、住所、電話番号(ショートメッセージサービスの送信先番号を兼ねる)、勤務先、家族構成、住居状況等、会員等の属性に関する情報、運転免許証等の記号番号等)、取引を行う目的(カードご利用目的)、職業、Eメールアドレス等その他会員登録時に会員等が所定の申込書等に記載した、または当行に提出した書面等に記載された本人に関する情報(これらの情報に変更が生じた場合、変更後の情報を含みます。以下同じ。)
  - ②入会申込日、入会承認日、支払預金口座、ご利用可能枠等、本契約内容に関する情報
  - ③本契約に基づくカードご利用状況、利用残高、利用明細、月々の返済状況、および電話等での問合せにより知り得た情報
  - ④会員等に申告いただいた資産、収入、負債、支出ならびに本契約以外の当行との契約におけるカードおよびローン等の利用・支払履歴
  - ⑤会員等または公的機関等から、適法かつ適正な方法により取得した、住民票等公的機関等が発行する書類の記載事項
  - ⑥本人確認資料、収入証明書等、法令等に基づき取得が義務付けられ、または認められることにより会員等が提出した書類の記載事項
  - ⑦官報、電話帳、住宅地図等において公開されている情報
  - ⑧インターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引で、会員が加盟店における購入画面等に入力した氏名、Eメールアドレス、電話番号、商品等送付先住所および請求先住所等の取引情報(以下「オンライン取引情報」という。)
  - ⑨インターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引で、会員が当該オンライン取引の際に使用したパソコン、スマートフォン及びタブレット端末等の機器に関する情報(OSの種類・言語、IPアドレス、位置情報、端末識別番号等)(以下「デバイス情報」という。)
- (2) 当行は、会員等の上記1. (1)①②③の個人情報をカード発行、会員管理およびカード付帯サービス(会員向け各種保障制度、各種ポイントサービス等)を含むすべてのカード機能の提供のために取得・保有・利用いたします。
- (3) 当行は、会員等の上記1. (1)①②③の個人情報を下記の目的のために取得・保有・利用いたします。
- ①当行のクレジット関連事業における市場調査・商品開発
  - ②当行または加盟店等の事業における宣伝物・印刷物の送付等の営業案内
- (4) 当行は、本契約に基づく当行の業務を第三者に委託する場合には、当該業務委託先に業務の遂行に必要な範囲で、個人情報の保護措置を講じた上で、会員等の上記1. (1)により取得した個人情報を当該業務委託先に提供し、当該企業が利用することがあります。

## 2.個人信用情報機関(個人の支払能力に関する情報の収集および加盟会員に対する当該情報の提供を業とする者)への登録・利用

- (1) 当行は、それぞれ加盟する個人信用情報機関(個人の支払能力に関する情報の収集および加盟会員に対する当該情報の提供を業とする者であり、以下「加盟信用情報機関」と称します。)および当該機関と提携する個人信用情報機関(以下、「提携信用情報機関」と称します。)に照会し、会員等の個人情報(官報等において公開されている情報、登録された情報に申し本人から苦情を受け調査中である旨の情報、本人確認資料の紛失・盗難等にかかり本人から申告された情報、電話帳記載の情報など、加盟信用情報機関および提携信用情報機関のそれぞれが独自に収集・登録する情報を含みます。)が登録されている場合には、当行が、会員等の本契約を含む当行との与信取引にかかる支払能力の調査および与信判断ならびに与信後の管理(転居先の調査等を含みます。)のために、その個人情報を利用いたします。ただし、会員等の支払能力に関する情報については、割賦販売または貸金業法により会員等の支払能力の調査の目的に限り、当行が利用いたします。
- (2) 会員等の本契約に基づくカード取引に関する客観的な取引事実に基づく個人情報は、当行により加盟信用情報機関に下表に定める期間登録され、加盟信用情報機関および提携信用情報機関の加盟会員により、会員等の支払能力に関する調査および与信判断ならびに与信後の管理(転居先の調査等を含みます。)のために、利用されます。ただし、会員等の支払能力に関する情報は、割賦販売または貸金業法により会員等の支払能力の調査の目的に限り、利用されます。

## 【当行の加盟信用情報機関に登録される情報とその期間】

登録情報	登録期間		
	全国銀行個人信用情報センター	株式会社シー・アイ・シー(CIC)	株式会社日本信用情報機構(JICC)
①本人を特定する情報	登録情報②③④のいずれかが登録されている期間		
②本契約にかかる申し込みをした事実	当機関に照会した日から1年を超えない期間	当機関に照会した日から6ヵ月間	照会日から6ヵ月以内
③本契約にかかる客観的な取引事実	契約期間中および契約終了日(完済日)より5年を超えない期間	契約期間中および契約終了後5年以内	契約継続中および契約終了後5年以内(ただし、債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から1年以内)
④本契約にかかる債務の支払いを延滞等した事実	契約期間中および契約終了日(完済日)より5年を超えない期間	契約期間中および契約終了日から5年間	契約継続中および契約終了後5年以内

提携信用情報機関の加盟会員により利用される個人情報は上記登録情報のうち、①②③④のすべてまたは一部となります。

- (3) 加盟信用情報機関に登録されている個人情報は、加盟信用情報機関および当行により、正確性および最新性の維持、苦情処理、加盟会員に対する規制遵守状況のモニタリング等加盟信用情報機関における個人情報の保護と適正な利用確保のために必要な範囲において、相互に提供され、利用されます。
- (4) 加盟信用情報機関および提携信用情報機関の問合せ電話番号、およびホームページアドレス、加盟企業の概要は以下のとおりです。また、当行が本契約期間中に新たに個人信用情報機関に加盟し、登録・利用する場合は、別途、書面により通知のうえ同意を得るものとします。

## 【当行の加盟信用情報機関の名称、問合せ電話番号、およびホームページアドレス】

名称	電話番号	ホームページ(URL)
全国銀行個人信用情報センター	03-3214-5020	<a href="https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/">https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/</a>
株式会社シー・アイ・シー(CIC)	0120-810-414	<a href="https://www.cic.co.jp/">https://www.cic.co.jp/</a>
株式会社日本信用情報機構(JICC)	0570-055-955	<a href="https://www.jicc.co.jp/">https://www.jicc.co.jp/</a>

※なお、各個人信用情報機関の業務内容、加盟資格、加盟会員企業名等の詳細は、各機関のホームページをご覧ください。

※株式会社シー・アイ・シー(CIC)は、割賦販売法第35条の3の36に基づく指定信用情報機関です。

- (5) 前項の加盟信用情報機関に登録される情報は、氏名、生年月日、住所、電話番号、運転免許証等の本人確認書類の記号番号、契約の種類、契約日、利用可能枠、支払回数、利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払状況等その他本規約末尾の表に定める、加盟信用情報機関指定の情報となります。

## 3.個人情報の提供・利用

- (1) 当行は、上記1.①～⑦の情報を本契約に基づくカード取引の一切の債務保証を行うちばぎんカード株式会社(以下「ちばぎんカード」という。)に提供し、ちばぎんカードは本申込みを含むお客様とちばぎんカードとの取引の与信判断および与信後の管理のために利用いたします。
- (2) ちばぎんカードが利用する会員等の情報に関するお問合せ、開示、訂正、削除の申出は、下記にお願いいたします。  
ちばぎんカード株式会社  
(お客様相談室 TEL 043-276-2411)

## 4.個人情報の開示・訂正・削除

会員等は、当行、加盟信用情報機関に対して、個人情報の保護に関する法律の定めるところにより各社の保有する自己に関する個人情報を開示するよう請求することができ、万一、個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、当行は個人情報の保護に関する法律に定めるところに従い、すみやかに訂正または削除に応じます。

## **5.重要事項に不同意の場合**

当行は、会員等が本申込みの必要事項の記載を希望しない場合および本重要事項（変更後のものも含みます。）の内容の全部または一部を承認できない場合、入会をお断りすることや退会手続きをとることができます。ただし、上記1. (3)に同意しない場合でも、これを理由に当行が入会をお断りすることや退会手続きをとることはできません。ただし、この場合は、当行および当行の加盟店等の商品・サービス等の提供ならびに営業案内を受けられない場合があります。

## **6.利用中止の申出**

上記1. (3)の範囲内で当行が当該情報を利用している場合であっても、会員等の個人情報の利用中止の申し出があった場合は、それ以降の当行での利用、他社への提供を中止します。ただし、請求書等に同封される宣伝物・印刷物については、この限りではありません。また、当該利用中止の申し出により当行および当行の加盟店等の商品・サービス等の提供ならびに営業案内を受けられなくなる場合があることを会員等は、あらかじめ承認するものとします。

## **7.本契約が不成立の場合および会員資格取消・退会申出後の個人情報の利用**

- (1)本契約が不成立の場合であっても本申込みをした事実は、上記1.および2. (2)②に基づき、本契約の不成立の理由の如何を問わず一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。  
(2)当行は、会員資格取消または退会申出後も、上記1.に定める目的(ただし、上記1. (3)を除きます。)で、法令等または当行が定める所定の期間、個人情報を保有し、利用します。

## **8.お問合せ窓口**

個人情報に関するお問合せや開示・訂正・削除、またはご意見の申し出、あるいは利用・提供中止の申し出等は、下記までお願いします。

株式会社千葉銀行 個人情報苦情・相談窓口

〒260-8720 千葉市中央区千葉港1-2

TEL 0120-31-7889

# 「ちばぎんひまわり宣言」利用規定

「ちばぎんひまわり宣言」(以下「本サービス」といいます。)は、お客様の各種お取引項目数を算定することにより、一定条件を満たす場合に、手数料割引等の特典をお受けになれるサービスをいいます。

## 1.〈対象〉

個人の方を対象とします。

(個人事業主・非居住者・任意団体は対象外とさせていただきます。)

## 2.〈お取引項目〉

### (1)対象となる「お取引項目」は、次のとおりとします。

お取引項目
①インターネットバンキングのご契約
②当行発行のクレジットカードまたはデビットカードのご契約
③当行発行のクレジットカードまたはデビットカードのご利用額が年間30万円以上
④給与振込または公的年金の自動受取
⑤円預金、外貨預金、投資信託、公共債の月末残高が合計で30万円以上
⑥当行所定の住宅ローンまたは目的別ローンのお借入
⑦当行所定のカードローンのご契約

### (2)各お取引項目は次のとおりとします。

#### ①インターネットバンキングのご契約

「ちばぎんマイアクセス」の代表口座を、本サービスへのお申込みの際にご指定のあった当行本支店、出張所等(以下「サービス申込店」といいます。)にお持ちであり、かつ、サービス申込店でインターネットバンキングのご契約があること。

#### ②当行発行のクレジットカードまたはデビットカードのご契約

次のいずれかに該当すること。

- A. 当行発行のクレジットカード(ちばぎんスーパーカード、JCB CARD EXTAGE、JCB GOLD EXTAGE、JCB ザ・クラス、2023年10月1日付でちばぎんジェーシービーカード株式会社から当行に移管された個人向けちばぎんJCBカード(引落口座が当行預金口座であるもの))等のご契約があること。
- B. デビットカード(スーパーカード<デビット>またはTSUBASAちばぎんVisaデビット)のご契約があること。

#### ③当行発行のクレジットカードまたはデビットカードのご利用額が年間30万円以上

当行発行のクレジットカードまたはデビットカードのご契約があり、下記の期間に30万円以上ご利用があること。

##### A. クレジットカード(JCB)の場合

判定期間:「有効期限月の翌月10日ご請求分」～「翌年の有効期限月の10日ご請求分」

→適用期間:上記判定期間翌年の有効期限月の翌々月の1日から1年間

##### B. クレジットカード(MDC)の場合

(2025年12月8日以前に入会された方)

判定期間:「有効期限月の3ヶ月後10日ご請求分」～「翌年の有効期限月の翌々月10日ご請求分」

→適用期間:上記判定期間翌年の有効期限月の3ヶ月後の1日から1年間

※2026年中の判定期間は、「前回の有効期限月の翌々月10日ご請求分～2026年1月以降最初に迎える有効期限月の翌々月10日ご請求分」となります。

(例)

有効期限月	2025年12月8日以前		2025年12月9日以後	
	判定期間	適用期間	判定期間	適用期間
12月	2月請求～1月請求	3月～翌年2月	3月請求～2月請求	3月～翌年2月

(2025年12月9日以降に入会された方)

判定期間:「有効期限月の5ヶ月後10日ご請求分」～「翌年の有効期限月の4ヶ月後10日ご請求分」

(ただし、入会日が1月1日～1月15日の場合、「4月10日ご請求分」～「翌年の3月10日ご請求分」)

→適用期間:上記判定期間翌年の有効期限月の5ヶ月後の1日から1年間(ただし、入会日が1月1日～1月15日の場合、判定期間翌年の4月1日～翌々年3月31までの1年間)

※入会後初回の判定期間は、「入会日～最初に迎える有効期限月の4ヶ月後の10日ご請求分」となります。(ただし、入会日が1月1日～1月15日の場合、判定期間は「入会日」～「翌年の3月10日ご請求分」、適用期間は翌年4月1日～翌々年3月31までの1年間)

(例)

有効期限月	右記以外		入会日1月1日～1月15日	
	判定期間	適用期間	判定期間	適用期間
12月	5月請求～4月請求	5月～翌年4月	4月請求～3月請求	4月～翌年3月

##### C. スーパーカード<デビット>の場合

判定期間:「有効期限月の前月16日」～「翌年の有効期限月の前月15日」のご利用分(ただし、ご利用店舗等の都合により翌年度の集計に含まれる場合があります。)

→適用期間:上記判定期間翌年の有効期限月の翌々月の1日から1年間

##### D.TSUBASAちばぎんVisaデビットの場合

判定期間:有効期限にかかわらず1月～12月のご利用分(ただし、ご利用店舗等の都合により翌年度の集計に含まれる場合があります。)

→適用期間:上記判定期間の翌年4月1日から翌々年3月31日の1年間

※入会初年度は入会月～翌年12月のご利用分

#### ④給与振込または公的年金の自動受取

次に定める「給与振込」または「公的年金の自動受取」のいずれか一方のお取引があること。

A. 「給与振込」とは、「給与振込」として発信された振込または3ヶ月連続かつ10万円以上の振込をサービス申込店の預金口座で受取られていること。

B. 「公的年金の自動受取」とは、公的年金(国民年金・厚生年金等)として発信された振込をサービス申込店の預金口座で自動受取されていること。

#### ⑥円預金、外貨預金、投資信託、公共債の月末残高が合計で30万円以上

サービス申込店における円貨預金(当座・普通・決済用普通・通知・貯蓄・納税準備・定期・積立定期等)および外貨預金(普通・定期等)の月末時点の残高と、投資信託の月末時点の評価額と、公共債の月末時点の保護預り残高の合計とします。なお、外貨預金の残高については、当行所定の方法により円換算のうえ算定します。

#### ⑦当行所定の住宅ローンまたは目的別ローンのお借入

次のいずれかに該当すること。

- A. 当行所定の住宅ローン(ベストチョイス21、すまいるパッケージ、無担保住宅ローン等)をサービス申込店でご利用されていること。ただし、ちばぎん長期固定金利型住宅ローン(住宅金融支援機構買取型)を除く。
- B. 当行所定のフリーローン、マイカーローン、住まいのリフォームローン、スーパー教育ローン(証書貸付方式)、社員ローンのいずれかをサービス申込店でご利用されていること、またはスーパー教育ローン(当座貸越方式)をサービス申込店でご利用されており、かつ月末残高があること。

#### ⑧当行所定のカードローンのご契約

当行所定のカードローン(ちばぎん保証(株)保証付カードローン、(株)ジャックス保証付カードローン、エム・ユー信用保証(株)保証付カードローン等)をサービス申込店でご利用されていること。ただし、当行発行クレジットカード付帯のカードローンを除く。また、新規取組を中止したもの等、一部のカードローンを除く。

### 3.〈お取引項目数の算定〉

- (1)お取引項目数は、サービス申込店単位で算定するものとします。
- (2)当行本支店間のお取引項目数は合算いたしません。
- (3)お取引項目数は、当行所定の時期に、当行がお取引項目数の対象であると判定したものを算定します。また、お取引項目数に変動があった場合においても、当行から個別にお知らせはいたしません。
- (4)同一のお取引項目内に重複したお取引がある場合でも、当該項目数の合算はいたしません。
- (5)お取引項目数は、当該お取引項目がなくなったと当行が判断した時点で、自動的に算定されなくなります。
- (6)お取引の移管があった場合、お取引項目数の算定ができない場合があります。

### 4.〈お取引項目数以外の特典条件〉

- (1)25歳未満のお客さま、当行発行のゴールドカード等をお持ちのお客さま、インターネット支店でローンのお借入があるお客さま、本サービス開始時点で当行発行クレジットカードへの入会後1年以内のお客さま等は、お取引項目数によりお受けになれる特典より多くの特典をお受けになれることがあります。特典の内容については店頭等にてお知らせします。
- (2)本サービスへのお申込み後2か月間、初回特典として、手数料割引等の特典をお受けになれます。ただし、過去に本サービスのご利用があった場合は対象外となります。

### 5.〈特典〉

- (1)特典の提供は、ご本人さまに対して、サービス申込店単位で行うこととします。
- (2)本サービスにより提供する特典の内容やお客さまが特典を受けるために必要な項目数の条件、および提供時期・方法については、サービス申込店の店頭等にてお知らせします。
- (3)次に定める場合には、一部の特典が受けられないことがあります。
  - ①氏名や住所等届出事項に変更があったにもかかわらず、必要な変更手続きが行われていない場合
  - ②お客さまの都合により当行からの連絡を不要とされている場合
  - ③既に利用されているローンを延滞している場合

### 6.〈サービス開始時期〉

本サービスは、お客さまのお申込みに基づいてサービスを開始いたします。ただし、特典の種類によっては、お申込後当行で所定の登録手続を行った日より開始する場合があります。

### 7.〈サービスの変更・中止〉

- (1)①当行は、法令の定めにしたがい、お客さまの利益のために必要と認められるとき、または、その他相当の事由がある場合で、お客さまの契約目的に反せず、かつ変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他変更にかかる事情に照らして、合理的な内容であるときに、本規定を変更することができます。  
②前項による本規定の変更是、変更後の内容を当行ホームページへの公表その他適切な方法により公表し、公表の際に定める効力発生時期の到来により効力を生じるものとします。
- (2)次に定める場合には、お客さまに通知することなく、本サービスを変更・中止できるものとします。
  - ①当行所定の規定・規約等を履行されていない場合
  - ②お取引項目数が0の状態が当行所定の期間を経過した場合
  - ③サービス申込店でのお取引が解消になった場合
  - ④その他相当の事由があると当行が判断した場合

### 8.〈サービスの解約〉

お客さまが本サービスを解約する場合は、当行所定の書面により、サービス申込店に解約の通知を行うこととします。

以上  
2025年12月9日現在

# 「ちばぎん ひまわり宣言おまとめサービス」利用規定

「ちばぎん ひまわり宣言おまとめサービス」(以下「おまとめサービス」といいます。)は、「ちばぎん ひまわり宣言」利用規定およびこの「ちばぎん ひまわり宣言おまとめサービス」利用規定に基づき、あらかじめご指定いただいた当行本支店におけるお客さまのお取引項目数を合算するサービスをいいます。

## 1. 利用対象者

複数の当行本支店でお取引されている個人の方で、お取引項目数の合算の対象とするすべての当行本支店で「ちばぎん ひまわり宣言」のお申込みがある方を対象とします。

## 2. おまとめサービスの受付

おまとめサービスのお申込みの受付は、「ちばぎん ひまわり宣言」のお申込みのある当行本支店のうち、おまとめサービスをご利用になる当行本支店(以下「おまとめサービス申込店(親口座)」といいます。)で行います。

## 3. 合算の対象とするお取引店

- (1)お取引項目数の合算の対象とするお取引店は、おまとめサービス申込店(親口座)のほか、「ちばぎん ひまわり宣言」のお申込みのある当行本支店を2ヶ店まで指定できるものとします。当行はおまとめサービス申込店(親口座)および指定されたお取引店(以下「おまとめサービス対象店(子口座)」といいます。)のお取引項目数を後記4.に規定する方式により合算します。ただし、お取引の名義、住所、生年月日等の当行への届出事項のうちいずれかでも異なる場合は、おまとめサービスのお取扱いはできません。
- (2)前項により指定されたおまとめサービス対象店(子口座)のお取引についてはこの規定が適用され、この規定に定めのない事項については、「ちばぎん ひまわり宣言」利用規定が適用されます。
- (3)おまとめサービス対象店(子口座)は、他のおまとめサービスのおまとめサービス対象店(子口座)として重複して指定することはできません。
- (4)おまとめサービス対象店(子口座)の「ちばぎん ひまわり宣言」を解約された場合、該当のお取引店はお取引項目数の合算の対象外となります。

## 4. お取引項目数の合算

- (1)お取引項目数の合算は、次のとおり行うものとします。
  - ①「ちばぎん ひまわり宣言」利用規定に記載された「お取引項目」については、おまとめサービス申込店(親口座)および各おまとめサービス対象店(子口座)の各種お取引項目数を合算します。ただし、同一のお取引項目が他のおまとめサービス対象店(子口座)にある場合は当該お取引項目数は重ねて合算はしないものとします。
  - ②「ちばぎん ひまわり宣言」利用規定に記載された「円預金、外貨預金、投資信託、公共債の月末残高が合計で30万円以上」の項目については、おまとめサービス申込店(親口座)および各おまとめサービス対象店(子口座)の各残高を合算した金額をもって残高とし、お取引項目数の有無を判定します。
- (2)お取引の移管があった場合は、お取引項目数の合算ができない場合があります。

## 5. サービス開始時期

前記4. の方式により合算したお取引項目数による各種特典の適用は、原則としておまとめサービスをお申込みいただいた月の翌々月1日からとなります。

## 6. サービスの変更・終了・解約

- (1)①当行は、法令の定めにしたがい、お客さまの利益のために必要と認められるとき、または、その他相当の事由がある場合で、お客さまの契約目的に反せず、かつ変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他変更にかかる事情に照らして、合理的な内容であるときに、本規定を変更することができます。  
②前項による本規定の変更は、変更後の内容を当行ホームページへの公表その他適切な方法により公表し、公表の際に定める効力発生時期の到来により効力を生じるものとします。
- (2)次に定める場合には、事前に通知することなく、本サービスを変更または終了できるものとします。
  - ①当行所定の規定・規約等を履行されていない場合
  - ②おまとめサービス対象店(子口座)のお取引項目数の合計が0の状態が当行所定の期間を経過した場合
  - ③すべてのおまとめサービス対象店(子口座)でのお取引が解消になった場合
  - ④すべてのおまとめサービス対象店(子口座)の「ちばぎん ひまわり宣言」を解約された場合
  - ⑤その他相当の事由があると当行が判断した場合
- (3)お客さまが本サービスを解約する場合は、当行所定の書面により、おまとめサービス申込店(親口座)またはおまとめサービス対象店(子口座)にて解約手続きを行ってください。この場合、原則として当行所定の解約手続を行った日の翌月末日までおまとめサービスにより合算されたお取引項目数が適用されます。

以上

おまとめサービスにより合算されたお取引項目数は、各店毎のお取引項目数を単純に合算した項目数とは異なる場合があります。

【お取引項目数の合算の例】

	おまとめサービス 申込店①	おまとめサービス 対象店②	おまとめサービス 対象店③	①・②・③ おまとめ後
インターネットバンキングご契約	○	—	—	○(項目数1)
クレジット・デビットカードご契約	—	○	○	○(項目数1)
クレジット・デビットカードご利用額	—	— (20万円)	— (20万円)	—
給与振込	○	—	—	○(項目数1)
円預金等の残高	— (10万円)	— (10万円)	— (20万円)	○(項目数1) (40万円)
住宅ローンまたは目的別ローン残高※	○	—	○	○(項目数1)
項目数	3	1	2	5
単純に合計した場合		6		

注1：同一のお取引項目が複数店にあった場合でもお取引項目数は合算いたしません。

注2：クレジット・デビットカードご利用額につきましては、各店でご契約されている複数のカードがある場合も、ご利用額の合計はいたしません。

注3：円預金等の残高につきましては、ご指定いただいた当行本支店の各残高を合計し、合計後の残高が30万円以上の場合は項目ありと判定します。

※ローンにつきまして、複数店舗でのお取引をいただけるか否かは個別の判断となります。

# ちばぎんキャッシュカード規定(個人用)

## 第1条の1(預金機・支払機・振込機でのカードの利用)

普通預金(総合口座取引の普通預金を含みます。以下同じです。)、スーパー貯蓄預金および貯蓄預金20万円型について発行したちばぎんキャッシュカード(以下これらを「カード」といいます。)はそれぞれ当該預金口座について、次の場所に利用することができます。

- (1)当行の現金自動預金機(現金自動預入・引出兼用機を含みます。以下「預金機」といいます。)を使用して普通預金、スーパー貯蓄預金または貯蓄預金20万円型(以下これらを「預金」といいます。)に預入れをする場合。
- (2)当行および当行がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等(以下「提携先」といいます。)の現金自動支払機(現金自動預入・引出兼用機を含みます。以下「支払機」といいます。)を使用して預金の払戻しをする場合。
- (3)当行の自動振込機(振込みを行うことができる現金自動預入・引出兼用機を含みます。以下「振込機」といいます。)を使用して振込資金を預金口座から振替により払戻し、振込の依頼をする場合。
- (4)当行所定の支払機を使用して他の預金に振替をする場合。
- (5)総合口座取引の普通預金について発行したちばぎんキャッシュカードにより、総合口座の定期預金(以下「定期預金」といいます。)の払戻しをする場合および定期預金の満期時における解約を予約する場合。
- (6)その他当行所定の取引をする場合。

## 第1条の2(当行所定の電子装置でのカードの利用)

- (1)カードは、カード名義人と同一名義であると当行が判断する口座を対象として、当行本支店の窓口において当行所定の電子装置を使用した次の取引に利用することができます。ただし、事業目的で開設した口座を除きます。また、利用できる取引の範囲は当行が認めた範囲に限るものとします。
  - ①各種届出およびサービスの申込
  - ②その他当行所定の取引をする場合
- (2)前項の利用にあたっては、当該電子装置の取扱いに従うほか、対象となる各種預金規定・サービス規定等の適用を受けるものとします。

## 第2条(預金機による預金の預入れ)

- (1)預金機を使用して預金に預入れをする場合には、預金機の画面表示等の操作手順に従って、預金機にカードまたは通帳を挿入し、現金を投入して操作してください。
- (2)預金機による預入れは、預金機の機種により当行所定の種類の紙幣および硬貨に限ります。また、1回あたりの預入れは、当行所定の枚数による金額の範囲とします。

## 第3条(支払機による預金の払戻し)

- (1)支払機を使用して預金の払戻しをする場合には、支払機の画面表示等の操作手順に従って、支払機にカード(またはカードと通帳)を挿入し、届出の暗証および金額を正確に入力してください。この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2)支払機による預金の払戻しは、支払機の機種により当行または提携先所定の金額単位とし、1回あたりの払戻しは、当行所定の金額の範囲とします。  
なお、1日あたりの払戻しは当行所定の金額の範囲内とします。
- (3)支払機を使用して預金の払戻しをする場合に、払戻請求金額と第6条第1項に規定する自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額をこえるときは、その払戻しはできません。
- (4)当行の支払機を使用して定期預金の払戻しをする場合には、支払機の画面表示等の操作手順に従って、支払機にカードおよび通帳を挿入し、届出の暗証および金額等を正確に入力してください。(カードのみでの払戻しは、できません。)  
1回あたりの払戻しは、当行所定の金額の範囲内とし、払戻金は総合口座の普通預金に入金いたします。  
なお、不適切なカードの使用または当行が必要と認めた場合等は、払戻しを停止させていただく場合があります。

## 第4条(振込機による振込)

振込機を使用して振込資金を預金口座からの振替により払戻し、振込の依頼をする場合には、振込機の画面表示等の操作手順に従って、振込機にカードを挿入し、届出の暗証その他所定の事項を正確に入力してください。この場合における預金の払戻しについては、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。

## 第5条(支払機による他預金への振替)

- (1)支払機を使用して振替資金を預金口座からの振替により払戻し、他の預金へ振替えをする場合には、支払機の画面表示等の操作手順に従って、支払機にカードと振替先口座の通帳を挿入し、届出の暗証その他所定の事項を正確に入力してください。  
この場合における預金の払戻しについては、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。  
ただし、当行の支払機を使用して定期預金を払戻すと同時に総合口座の普通預金へ振替えをする場合には、本条項によらず、第3条第4項の手続によるものとします。
- (2)支払機による振替は、1円単位とし1回あたりの振替金額および使用できる通帳の種類等は、当行所定の範囲内とします。

## 第6条(自動機利用手数料等)

- (1)預金機を使用して預金の預入れをする場合、および支払機または振込機を使用して預金の払戻しをする場合には、当行および提携先所定の預金機、支払機および振込機の利用に関する手数料(以下「自動機利用手数料」といいます。)をいただきます。
- (2)前項(1)の自動機利用手数料は、預入れ時または預金の払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで、その預入れまたは払戻しをした預金口座から自動的に引落します。なお、提携先の自動機利用手数料は、当行から提携先に支払います。
- (3)支払機または振込機を使用してスーパー貯蓄預金の払戻しをする場合(第8条第2項により当行本支店の窓口でカードによりスーパー貯蓄預金の払戻しをする場合を含みます。)、当該スーパー貯蓄預金の払戻し(通帳および払戻請求書の提出による払戻しを含みます。)が毎月1日から月末日までの1か月間に5回をこえる場合には、その回数をこえるそれぞれの払戻しについて、貯蓄預金規定(スーパー貯蓄預金)に定める払戻回数超過手数料をいただきます。
- (4)前項の払戻回数超過手数料は、1か月分をとりまとめ当行所定の日に、通帳および払戻請求書なしで、当該預金口座から自動的に引落します。
- (5)振込手数料は、振込資金の預金口座からの払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで、その払戻しをした預金口座から自動的に引落します。

## 第7条(代理人による預金の預入れ・払戻しおよび振込)

- (1)代理人(1名に限ります。)による預金の預入れ・払戻し・他預金への振替および振込の依頼をする場合には、本人から代理人の氏名、暗証を届出ください。この場合、当行は代理人のためのカードを発行します。
- (2)代理人カードにより振込の依頼をする場合には、振込依頼人名は本人名義となります。
- (3)代理人のカードの利用についても、この規定を適用します。ただし、代理人による定期預金の払戻しはできません。

## 第8条(預金機・支払機・振込機故障時等の取扱い)

- (1)停電、故障等により預金機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当行本支店の窓口でカードにより預金に預入れすることができます。
- (2)停電、故障等により当行の支払機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当行が支払機故障時等の取扱いとして定めた金額を限度として当行本支店の窓口でカードにより預金の払戻しをすることができます。  
なお、提携先の窓口では、この取扱いはしません。
- (3)前項による払戻しをする場合には、当行所定の払戻請求書に氏名(署名)、金額および届出の暗証を記入のうえ、カードとともに提出してください。
- (4)停電、故障等により振込機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、前2項によるほか振込依頼書を提出することにより振込の依頼をすることができます。

## 第9条(カードによる預入れ・払戻し金額等の通帳記入)

カードにより預け入れた金額、払戻した金額、自動機利用手数料金額および振込手数料金額の通帳記入は、通帳が預金機、振込機、当行の支払機もしくは当行の通帳記帳機で使用された場合または当行本支店の窓口に提出された場合に行います。

また、窓口でカードにより取扱った場合にも同様とします。

なお、払戻した金額と自動機利用手数料金額および振込手数料金額は合計額をもって通帳に記入します。

## 第10条(カード・暗証の管理等)

- (1)当行は、支払機または振込機の操作の際に使用されたカードが、当行が本人に交付したカードであること、および入力された暗証と届出の暗証とが一致することを当行所定の方法により確認のうえ預金の払戻しを行います。当行の窓口においても同様にカードを確認し、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された暗証と届出の暗証との一致を確認のうえ取扱いをいたします。
- (2)カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。カードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から当行に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによる預金の払戻し停止の措置を講じます。
- (3)カードの盗難にあった場合には、当行所定の届出書を当行に提出してください。

## 第11条(偽造カード等による払戻し等)

偽造または変造カードによる払戻しについては、本人の故意による場合または当該払戻しについて当行が善意かつ無過失であって本人に重大な過失があることを当行が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。この場合、本人は、当行所定の書類を提出し、カードおよび暗証の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当行の調査に協力するものとします。

## 第12条(盗難カードによる払戻し等)

- (1)カードの盗難により、他人に当該カードを不正使用され生じた払戻しについては、次の各号のすべてに該当する場合、本人は当行に対して当該払戻しにかかる損害(手数料や利息を含みます。)の額に相当する金額の補てんを請求することができます。
  - ①カードの盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること
  - ②当行の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること
  - ③当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事實を確認できるものを示していること
- (2)前項の請求がなされた場合、当該払戻しが本人の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日(ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。)前の日以降になされた払戻しにかかる損害(手数料や利息を含みます。)の額に相当する金額(以下「補てん対象額」といいます。)を補てんするものとします。  
ただし、当該払戻しが行われたことについて、当行が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
- (3)前2項の規定は、第1項にかかる当行への通知が、盗難が行われた日(当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カード等を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日。)から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4)第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てん責任を負いません。
  - ①当該払戻しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合
    - A 本人に重大な過失があることを当行が証明した場合
    - B 本人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人(家事全般を行っている家政婦など。)によって行われた場合
    - C 本人が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合
  - ②戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乘じまたはこれに付随してカードが盗難にあった場合

## 第13条(カードの紛失、届出事項の変更等)

- (1)カードを紛失した場合または氏名、代理人、暗証その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から当行所定の方法により当行に届出ください。

- (2)暗証および代理人カードを発行している場合の代理人カードの暗証は、前項によるほか、預金機、提携先の支払機および振込機(以下「自動機」といいます。)を使用して変更することができます。当行が自動機を使用して変更できる届出事項を追加するときは、あらかじめその旨および取扱開始の日時を店頭に掲示するものとし、また取消すときも同様にお知らせします。
- (3)代理人カードの暗証については、本人のほか、本人があらかじめ届出した代理人が変更することができます。ただし代理人が代理人カードの暗証を変更する場合には、自動機を使用するものとします。

## 第14条(カードの再発行)

- (1)カードの盗難、紛失等の場合のカードの再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。

(2)カードを再発行する場合には、当行所定の再発行手数料をいただきます。

## 第15条(カードの暗証の利用)

普通預金について発行したちばぎんキャッシュカードの届出の暗証は、当該預金口座について、次の場合に利用することができます。

- (1)当行がホームページ上で提供するインターネット経由の「ちばぎんマイアクセス」の申込サービスにより、「ちばぎんマイアクセス」の申込みを行う場合。

なお、「ちばぎんマイアクセス」とは、契約者ご本人が電話機・パソコンコンピュータ等を通じて、電話やインターネット等により振込・振替等の取引を行うことのできるサービスをいいます。

- (2)その他当行所定の取引をする場合。

## 第16条(預金機・支払機・振込機への誤入力等)

預金機・支払機・振込機の使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当行は責任を負いません。

なお、提携先の支払機を使用した場合の提携先の責任についても同様とします。

## 第17条(解約、カードの利用停止等)

- (1)預金口座を解約する場合またはカードの利用を取りやめる場合には、そのカードを当店に返却してください。

なお、当行普通預金規定または貯蓄預金規定により、預金口座が解約された場合にも同様に返却してください。

- (2)カードの改ざん、不正使用、第18条の規定に違反した場合など当行がカードの利用を不適当と認めた場合には、その利用をおことわりすることができます。

この場合、当行からの請求がありしだい直ちにカードを当店に返却してください。

- (3)次の場合には、カードの利用を停止することができます。この場合、当行の窓口において当行所定の本人確認書類の提示を受け、当行が本人であることを確認できたときに停止を解除します。

①18条に定める規定に違反した場合

②預金口座に関し、最終の預入れまたは払戻しから当行が別途表示する一定の期間が経過した場合

③カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当行が判断した場合

## 第18条(譲渡・質入れ等の禁止)

カードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

## 第19条(規定の適用)

この規定に定めのない事項については、当行普通預金規定、総合口座取引規定、貯蓄預金規定(スーパー貯蓄預金)、貯蓄預金規定(貯蓄預金20万円型)および振込規定により取扱います。

## 第20条(規定の変更)

- (1)当行は、法令の定めにしたがい、お客様の利益のために必要と認められるとき、または、その他相当の事由がある場合で、お客様の契約目的に反せず、かつ変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他変更にかかる事情に照らして、合理的な内容であるときに、本規定を変更することができます。

- (2)前項による本規定の変更是、変更後の規定の内容を当行ホームページへの公表その他適切な方法により公表し、公表の際に定める効力発生時期の到来により効力を生じるものとします。

以上  
(2023年10月改正)

# ICカード特約

## 1. (特約の適用範囲)

ICカードとは、ICチップで取引ができるキャッシュカード又はローンカードをいい、この特約は、ICカードを利用するにあたり適用される事項を定めるものです。

この特約は、「ちばぎんキャッシュカード規定」または「ローンカード規定」の一部を構成するとともに同規定と一体として取扱われるものとします。

## 2. (ICカードの利用)

- (1) ICカードの利用は、以下の現金自動支払機(現金自動預入・引出兼用機を含みます。以下「支払機」といいます。)で利用できます。
  - ・当行の支払機のうちIC対応している支払機
  - ・ICチップによる取引を提携している提携先(当行がオンライン現金自動支払業務を提携した金融機関等)の支払機で「IC対応」している支払機
- (2) 前項の場合、磁気ストライプが併載されているICカードであってもICチップによる取引となります。前項以外の支払機の利用は磁気ストライプが併載されているICカードであれば、磁気ストライプによる取引が可能です。

## 3. (1日あたりの利用限度額)

ICチップによる取引における1口座1日あたりの利用限度額は、当行所定の金額の範囲内とします。利用限度額は当行所定の方法により、当行所定の金額の範囲内で変更できます。

## 4. (故障等の対応)

前記2. (1)に規定されたIC対応支払機が故障した場合、ICチップ機能に障害が生じた場合等において、ICチップによる取引やその他の提供機能の利用ができない場合があります。この場合、磁気ストライプが併載されているICカードであっても、磁気ストライプによる取引ができないことがあります。

## 5. (発行手数料)

ICキャッシュカードの発行については、当行所定の手数料をいただきます。ただし、ICローンカードについては無料といたします。

## 6. (特約の変更等)

- (1) 当行は、法令の定めにしたがい、お客様の利益のために必要と認められるとき、または、その他相当の事由がある場合で、お客様の契約目的に反せず、かつ変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他変更にかかる事情に照らして、合理的な内容であるときに、本特約を変更することができます。
- (2) 前項による本特約の変更は、変更後の特約の内容を当行ホームページへの公表その他適切な方法により公表し、公表の際に定める効力発生時期の到来により効力を生じるものとします。

以上  
(2020年4月1日改正)

# 生体認証特約

## 1. (特約の適用範囲)

生体認証とは、あらかじめICカード内に登録された、お客様の生体情報(指静脈情報)をパターン化した生体認証情報(以下「生体情報(指静脈パターン)」といいます)と、来店したお客様の指の静脈パターンを照合して本人確認を実施する方法をいいます。ICカードのうち生体認証機能を搭載したものを作成する(以下「生体認証対応ICカード」といいます)といいます。

この特約は、生体認証による取引を行うにあたり適用される事項を定めるものです。この特約は、「ちばぎんキャッシュカード規定」、「ローンカード規定」及び「ICカード特約」の一部を構成するとともに同規定及び同特約と一体として取り扱われるものとします。

## 2. (生体認証対象口座)

(1)生体認証対応ICカードは、当行所定の預金口座または当座貸越口座(以下「生体認証対象口座」といいます)についてのみ利用できます。

(2)当行に生体認証対象口座を登録または削除する場合は、当行所定の書面により届け出してください。

## 3. (生体情報の登録)

(1)生体認証取引は、当行所定の方法で生体認証対応ICカードの交付を受けた後、当行国内本支店窓口にて当行所定の方法で生体認証対応ICカード上のICチップ内に生体情報(指静脈パターン)を、生体認証情報として登録することにより利用可能となります。なお、登録の際、本人確認資料その他当行所定の書類を提出するものとします。

(2)お客様の生体情報(指静脈パターン)は、お客様が所持する生体認証対応ICカード上のICチップ内に暗号化して保管し、銀行のシステムや端末等には保管いたしません。

## 4. (生体認証の利用)

(1)生体認証対応ICカードは、生体情報登録の有無及び現金自動支払機の種類に応じて、「生体認証取引」「生体認証によらないICチップによる取引」「磁気ストライプ取引(磁気ストライプが併載されている場合)」の3通りの取引があります。

(2)「生体認証取引」は、生体情報登録済みの生体認証対応ICカードで、IC対応している現金自動支払機のうち生体認証に対応している支払機及び窓口に設置した認証装置において利用できます。

(3)「生体認証取引」は、暗証の入力による認証に加え、生体情報(指静脈パターン)の照合を行い、その同一性を確認した上で、払戻し、振込、振替、借入、各種照会、諸届、暗証の変更その他当行所定の取引を行います。

(4)生体情報登録済みの生体認証対応ICカードを、生体認証に対応していないIC対応の支払機で利用した場合、また、生体情報未登録の生体認証対応ICカードを、生体認証対応している支払機で利用した場合は、「生体認証によらないICチップによる取引」となります。

(5)生体情報登録済みの生体認証対応ICカードであっても、IC対応していない支払機で利用した場合、「磁気ストライプ取引(磁気ストライプが併載されている場合)」となります。

(6)生体認証対応ICカードのICチップ上に保管された生体情報(指静脈パターン)は、本人確認以外の目的では利用いたしません。

## 5. (生体情報(指静脈パターン)の変更・削除)

登録された生体情報(指静脈パターン)の変更、削除を行う場合は、当行所定の方法によって当行に届け出るものとします。当行は本人確認等、所定の手続きを行った上で、変更、削除を行います。

## 6. (カードの更新または再発行時の生体情報に関する手続)

カードの更新や再発行により、新たな生体認証対応ICカードが発行された場合、古いカードは返却するとともに、すみやかに前記3.により、生体情報の登録を行ってください。

## 7. (1日あたりの利用限度額)

生体認証による取引における1口座1日あたりの利用限度額は、当行所定の金額の範囲内とします。

なお、生体認証対応ICカードは、「生体認証取引」「生体認証によらないICチップによる取引」「磁気ストライプ取引(磁気ストライプが併載されている場合)」それぞれに1日あたりの限度額が設定され、「生体認証によらないICチップによる取引」「磁気ストライプ取引(磁気ストライプが併載されている場合)」について限度額を変更しました取引を停止することができます。

## 8. (代理人カード(法人副カード))

当行所定の手続により、本人に代わり代理人が利用する代理人カード(法人副カードを含む)を発行することができます。(ただし、ローンカードは代理人カードではありません。)代理人が生体認証取引を行う場合、代理人の生体情報(指静脈パターン)を登録することにより利用可能となります。なお、登録の際、代理人の本人確認資料その他当行所定の書類を提出するものとします。当行が代理人の確認を相応の注意を持って行ったうえは、本人が指定された正式な代理人として、当行は生体情報(指静脈パターン)の登録をいたします。

## 9. (個人情報取扱の同意)

生体認証の申込者及び申込者の代理人は、当行が生体認証による本人確認を行うため、下記の場合に、自己の生体情報(指静脈パターン)を生体認証対応ICカード上のICチップ内に保管し、利用することに同意するものとします。

- ・ICチップに生体情報(指静脈パターン)を登録する場合、またその情報を変更、削除、確認する場合
- ・対象口座の預金等に関し、当行が認めた払戻し、振込、振替、借入、各種照会、諸届、暗証の変更その他当行所定の取引をする場合

## 10. (特約の変更)

(1)当行は、法令の定めにしたがい、お客様の利益のために必要と認められるとき、または、その他相当の事由がある場合で、お客様の契約目的に反せず、かつ変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他変更にかかる事情に照らして、合理的な内容であるときに、本特約を変更することができます。

(2)前項による本特約の変更は、変更後の特約の内容を当行ホームページへの公表その他適切な方法により公表し、公表の際に定める効力発生時期の到来により効力を生じるものとします。

以上  
(2025年4月改正)

# ちばぎんデビットカードサービス規定(J-Debit)

## 第1章 デビットカード取引

### 1. (適用範囲)

次の各号のうちのいずれかの者(以下「加盟店」といいます。)に対して、デビットカード(当行がちばぎんキャッシュカード規定にもとづいて発行するキャッシュカードのうち普通預金(総合口座取引の普通預金を含みます。))その他当行所定のキャッシュカード(以下「カード」といいます。)を提示して、当該加盟店が行なう商品の販売または役務の提供等(以下「売買取引」といいます。)について当該加盟店に対して負担する債務(以下「売買取引債務」といいます。)を当該カードの預金口座(以下「預金口座」といいます。)から預金の引落し(総合口座取引規定にもとづく当座貸越による引落しを含みます。)によって支払う取引(以下本章において「デビットカード取引」といいます。)については、この章の規定により取扱います。

- ①日本電子決済推進機構(以下「機構」といいます。)所定の加盟店規約(以下本章において「規約」といいます。)を承認のうえ、機構に直接加盟店として登録され、機構の会員である一または複数の金融機関(以下「加盟店銀行」といいます。)と規約所定の加盟店契約を締結した法人または個人(以下「直接加盟店」といいます。)。但し、当該加盟店契約の定めに基づき、当行のカードが直接加盟店で利用できない場合があります。
- ②規約を承認のうえ、直接加盟店と規約所定の間接加盟店契約を締結した法人または個人(以下「間接加盟店」といいます。)。但し、規約所定の間接加盟店契約の定めに基づき、当行のカードが間接加盟店で利用できない場合があります。
- ③規約を承認のうえ機構に任意組合として登録され加盟店銀行と加盟店契約を締結した民法上の組合の組合員であり、規約を承認した法人または個人(以下「組合事業加盟店」といいます。)。但し、規約所定の組合契約の定めに基づき、当行のカードが組合事業加盟店で利用できない場合があります。

### 2. (利用方法等)

- (1)カードをデビットカード取引に利用するときは、自らカードを加盟店に設置されたデビットカード取引にかかる機能を備えた端末機(以下「端末機」といいます。)に読み取らせるかまたは加盟店にカードを引き渡したうえ加盟店をしてカード端末機に読み取らせ、端末機に表示された売買取引債務の金額を確認したうえで、端末機にカードの暗証番号を第三者(加盟店の従業員を含みます。)に見られないように注意しつつ自ら入力してください。
- (2)端末機を使用して、預金の払戻しによる現金の取得を目的として、カードを利用することはできません。
- (3)次の場合には、デビットカード取引を行なうことはできません。
  - ①停電、故障等により端末機による取扱いができない場合
  - ②1回あたりのカードの利用金額が、加盟店が定めた最高限度額を超える、または最低限度額に満たない場合
  - ③購入する商品または提供を受ける役務等が、加盟店がデビットカード取引を行なうことができないものと定めた商品または役務等に該当する場合
- (4)次の場合には、カードをデビットカード取引に利用することはできません。
  - ①1日あたりのデビットカード取引金額(第2章におけるCOデビット取引、第3章(第3章第2条の準用規定等が適用される場合は第1章と読み替える。)におけるデビットカード取引を含みます。)が当行の定めた範囲(ただし、当行が別途定めた金額のうちから、お客様が指定された場合には、その金額)を超える場合
  - ②1日あたりのカードの利用金額(ちばぎんキャッシュカード規定による預金の払戻金額を含みます。)が、当行が定めた範囲を超える場合
  - ③当行所定の回数を超えてカードの暗証番号を誤って端末機に入力した場合
  - ④カード(磁気ストライプの電磁的記録を含みます。)が破損している場合
- (5)カードによるデビットカード機能をご希望されない場合は、デビットカードの機能を停止することもできます。機能の停止をご希望の場合は、当行所定の方法により当行に届出ください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (6)当行がデビットカード取引を行なうことができない日または時間帯として定めた日または時間帯は、デビットカード取引を行なうことはできません。

### 3. (デビットカード取引契約等)

- (1)前条第1項により暗証番号の入力がされた時に、端末機に口座引落確認を表す電文が表示されないことを解除条件として、加盟店との間で売買取引債務を預金口座の引落しによって支払う旨の契約(以下本章において「デビットカード取引契約」といいます。)が成立するものとします。
- (2)前項によりデビットカード取引契約が成立したときは、次の行為がなされたものとみなします。
  - ①当行に対する売買取引債務相当額の預金引落しの指図および当該指図にもとづいて引落された預金による売買取引債務の弁済の委託。なお、預金引落しの指図については、通帳および払戻請求書の提出は不要です。
  - ②加盟店銀行、直接加盟店または任意組合その他の機関所定の者(以下本章において「譲受人」と総称します。)に対する、売買取引債務に係る債権の譲渡に関して当該売買取引に係る抗弁を放棄する旨の意思表示。なお、当行は、当該意思表示を、譲受人に代わって受領します。
- (3)前項の「抗弁を放棄する旨の意思表示」とは、売買取引に関して加盟店またはその特定承継人に対して主張し、売買取引の無効・取消し・解除、売買取引債務の弁済による消滅・同時履行・相殺、売買取引の不存在、売買取引債務の金額の相違、目的物の品質不良・引渡し未了、その他売買取引債務の履行を拒絶する旨の一切の主張を放棄することを指します。

### 4. (預金の復元等)

- (1)デビットカード取引により預金口座の預金の引落しがされたときは、デビットカード取引契約が解除(合意解除を含みます。)、取消し等により適法に解消された場合(売買取引の解消と併せてデビットカード取引契約が解消された場合を含みます。)であっても、加盟店以外の第三者(加盟店の特定承継人および当行を含みます。)に対して引落とされた預金相当額の金額の支払いを請求する権利を有しないものとし、また当行に対して引落された預金の復元を請求することもできないものとします。
- (2)前項にかかわらず、デビットカード取引を行なった加盟店にカードおよび加盟店が必要と認める本人確認資料等を持参して、引落された預金の復元を加盟店経由で請求し、加盟店がこれをうけて端末機から当行に取消しの電文を送信し、当行が当該電文をデビットカード取引契約が成立した当日中に受信した場合に限り、当行は引落された預金の復元をします。加盟店経由で引落された預金の復元を請求するにあたっては、自らカードを端末機に読み取らせるかまたは加盟店にカードを引き渡したうえ加盟店をして端末機に読み取らせてください。端末機から取消しの電文を送信すること

- ができないときは、引落された預金の復元はできません。
- (3)第1項または前項において引落された預金の復元等ができないときは、加盟店から現金により返金を受ける等、加盟店との間で解決してください。
- (4)デビットカード取引において金額等の誤入力があったにもかかわらずこれを看過して端末機にカードの暗証番号を入力したためデビットカード取引契約が成立した場合についても、本条第1項から前項に準じて取扱うものとします。

## 5. (読替規定)

カードをデビットカード取引に利用する場合は、ちばぎんキャッシュカード規定(個人用)およびちばぎんキャッシュカード規定(法人用)(以下これらを「ちばぎんキャッシュカード規定」といいます。)を準用することにお客さまは同意するものとします。ちばぎんキャッシュカード規定の準用にあたっては、次のとおり各規定を読み替えます。ちばぎんキャッシュカード規定(個人用)第7条中「代理人による預金の預入れ・払戻しおよび振込」とあるのは「代理人による預金の預入れ・払戻し・振込およびデビットカード取引」と、同規定第7条第1項中「預金の預入れ・払戻し・他預金への振替および振込の依頼をする場合」とあるのは「預金の預入れ・払戻し・他預金への振替・振込の依頼およびデビットカード取引をする場合」と、同規定第9条(法人キャッシュカードの場合はちばぎんキャッシュカード規定(法人用)第8条)中「窓口でカードにより取り扱った場合」とあるのは「デビットカード取引をした場合」と、同規定第10条第1項(法人キャッシュカードの場合はちばぎんキャッシュカード規定(法人用)第10条第2項)中「支払機または振込機」とあるのは「端末機」と、「払戻し」とあるのは「引落し」と、同規定第16条(法人キャッシュカードの場合はちばぎんキャッシュカード規定(法人用)第11条)中「預金機・支払機・振込機」とあるのは、「端末機」と読み替えるものとします。

## 第2章 キャッシュアウト取引

### 1. (適用範囲)

次の各号のうちのいずれかの者(以下「CO加盟店」といいます。)に対して、カードを提示して、当該加盟店が行なう商品の販売または役務の提供等(以下本章において「売買取引」といいます。)および当該加盟店から現金の交付を受ける代わりに当該現金の対価を支払う取引(以下「キャッシュアウト取引」といいます。)について当該加盟店に対して負担する債務(以下「対価支払債務」といいます。)を預金口座から預金の引落し(総合口座取引規定にもとづく当座貸越による引落しを含みます。)によって支払う取引(以下「COデビット取引」といいます。)については、この章の規定により取扱います。

- ①機構所定のキャッシュアウト加盟店規約(以下本章において「規約」といいます。)を承認のうえ、機構にCO直接加盟店として登録され、加盟店銀行と規約所定のCO直接加盟店契約を締結した法人または個人(以下「CO直接加盟店」といいます。)であって、当該CO加盟店におけるCOデビット取引を当行が承諾したもの
- ②規約を承認のうえ、CO直接加盟店と規約所定のCO間接加盟店契約を締結した法人または個人であって、当該CO加盟店におけるCOデビット取引を当行が承諾したもの
- ③規約を承認のうえ機構にCO任意組合として登録され加盟店銀行とCO直接加盟店契約を締結した民法上の組合員であり、規約を承認した法人または個人であって、当該CO加盟店におけるCOデビット取引を当行が承諾したもの

### 2. (利用方法等)

- (1)カードをCOデビット取引に利用するときは、自らカードを端末機に読み取らせるかまたはCO加盟店にカードを引き渡したうえCO加盟店をしてカードを端末機に読み取らせ、端末機に表示された対価支払債務の金額を確認したうえで、端末機にカードの暗証番号を第三者(CO加盟店の従業員を含みます。)に見られないように注意しつつ自ら入力してください。
- (2)次の場合には、COデビット取引を行なうことはできません。
  - ①停電、故障等により端末機による取扱いができない場合
  - ②1回あたりのカードの利用金額が、CO加盟店が定めた最高限度額を超える、または最低限度額に満たない場合
- (3)次の場合には、カードをCOデビット取引に利用することはできません。
  - ①1日あたりのデビットカード取引金額(第1章、第3章におけるデビットカード取引を含みます。)が当行の定めた範囲(ただし、当行が別途定めた金額のうちから、お客さまが指定された場合は、その金額)を超える場合
  - ②1日あたりのカードの利用金額(ちばぎんキャッシュカード規定による預金の払戻金額を含みます。)が、当行が定めた範囲を超える場合
  - ③当行所定の回数を超えてカードの暗証番号を誤って端末機に入力した場合
  - ④カード(磁気ストライプの電磁的記録を含みます。)が破損している場合
  - ⑤そのCO加盟店においてCOデビット取引に用いることを当行が認めていないカードの提示を受けた場合
  - ⑥第3条に定義するCOデビット取引契約の申込みが明らかに不審と判断される場合
- (4)購入する商品または提供を受ける役務等が、CO加盟店がCOデビット取引を行なうことができないものと定めた商品または役務等に該当する場合には、COデビット取引を行なうことはできません。
- (5)CO加盟店においてCO加盟店の業務を行なうために必要な量の現金を確保する必要がある場合など、CO加盟店が規約にもとづいてキャッシュアウト取引を拒絶する場合には、カードをキャッシュアウト取引に利用することはできません。
- (6)当行がCOデビット取引を行なうことができないと定めている日または時間帯は、COデビット取引を行なうことはできません。
- (7)CO加盟店によって、COデビット取引のために手数料を支払う必要がある場合があります。その場合、当該手数料の支払債務も、次条の対価支払債務に含まれます。

### 3. (COデビット取引契約等)

- (1)前条第1項により暗証番号の入力がされた時に、端末機に口座引落確認を表す電文が表示されないことを解除条件として、加盟店との間で対価支払債務を預金口座の引落しによって支払う旨の契約(以下「COデビット取引契約」といいます。)が成立するものとします。
- (2)前項によりCOデビット取引契約が成立したときは、次の行為がなされたものとみなします。
  - ①当行に対する対価支払債務相当額の預金引落しの指図および当該指図にもとづいて引落された預金による対価支払債務の弁済の委託。なお、預金引落しの指図については、通帳および払戻請求書の提出は不要です。
  - ②CO加盟店銀行、CO直接加盟店またはCO任意組合その他の機構所定の者(以下本条において「譲受人」といいます。)に対する、対価支払債務に係る債権の譲渡に関して当該売買取引に係る抗弁を放棄する旨の意思表示。なお、当行は、当該意思表示を、譲受人に代わって受領します。

(3)前項の「抗弁を放棄する旨の意思表示」とは、売買取引に関してCO加盟店またはその特定承継人に対して主張しうる、売買取引の無効・取消し・解除、対価支払債務の弁済による消滅・同時履行・相殺、売買取引の不存在、対価支払債務の金額の相違、目的物の品質不良・引渡し未了、その他対価支払債務の履行を拒絶する旨の一切の主張を放棄することを指します。

#### 4. (預金の復元等)

- (1)COデビット取引により預金口座の預金の引落しがされたときは、COデビット取引契約が解除(合意解除を含みます。)、取消し等により適法に解消された場合(売買取引またはキャッシュアウト取引の解消と併せてCOデビット取引契約が解消された場合を含みます。)であっても、CO加盟店以外の第三者(CO加盟店の特定承継人および当行を含みます。)に対して引落された預金相当額の金銭の支払いを請求する権利を有しないものとし、また当行に対して引落された預金の復元を請求することもできないものとします。
- (2)前項にかかわらず、COデビット取引を行なったCO加盟店にカードおよびCO加盟店が必要と認める本人確認資料等を持参して、引落された預金の復元をCO加盟店経由で請求し、CO加盟店がこれを受けて端末機から当行に取消しの電文を送信し、当行が当該電文をCOデビット取引契約が成立した当日中に受信した場合に限り、当行は引落された預金の復元をします。CO加盟店経由で引落された預金の復元を請求するにあたっては、自らカードを端末機に読み取らせるかまたはCO加盟店にカードを引き渡したうえCO加盟店をして端末機に読み取らせてください。端末機から取消しの電文を送信することができないときは、引落された預金の復元はできません。なお、COデビット取引契約の解消は、1回のCOデビット取引契約の全部を解消することのみ認められ、その一部を解消することはできません(売買取引とキャッシュアウト取引を併せて行った場合、その一方のみにかかるCOデビット取引契約を解消することもできません。)。
- (3)第1項または前項において引落された預金の復元等ができないときは、売買代金の返金を受ける方法等により、CO加盟店との間で解決してください。
- (4)第2項にかかわらず、加盟店によっては、売買取引およびCOデビット取引契約のうち当該売買取引にかかる部分のみを解消できる場合があります。この場合、売買代金の返金を受ける方法等により、CO加盟店との間で精算をしてください。
- (5)COデビット取引において金額等の誤入力があったにもかかわらずこれを看過して端末機にカードの暗証番号を入力したためCOデビット取引契約が成立した場合についても、第1項から前項に準じて取扱うものとします。

#### 5. (不正なキャッシュアウト取引の場合の補償)

偽造カードもしくは変造カードまたは盗難カードを用いてなされた不正なCOデビット取引契約のうちキャッシュアウト取引に係る部分については、当行所定の事項を満たす場合、当行は当該キャッシュアウト取引に係る損害(取引金額、手数料および利息)の額に相当する金額を限度として、当行所定の基準に従って補てんを行うものとします。

#### 6. (COデビット取引に係る情報の提供)

CO加盟店において、情報の漏えい、情報の不適切な取扱い、預貯金口座からの二重引落および超過引落、不正な取引等の事故等(以下「事故等」といいます。)が発生した場合、COデビット取引に関するサービスを適切に提供するために必要な範囲で、COデビット取引に関する情報を機構および加盟店銀行に提供する場合があります。また、苦情・問合せについても、COデビット取引に関するサービスを適切に提供するために必要な範囲で、当該苦情・問合せに関する情報を機構および加盟店銀行に提供する場合があります。

#### 7. (読替規定)

カードをCOデビット取引に利用する場合は、ちばぎんキャッシュカード規定を準用することにお客さまは同意するものとします。ちばぎんキャッシュカード規定の準用にあたっては、次のとおり各規定を読み替えます。ちばぎんキャッシュカード規定(個人用)第7条中「代理人による預金の預入れ・払戻しおよび振込」とあるのは「代理人による預金の預入れ・払戻し・他預金への振替および振込の依頼」と、同規定第7条第1項中「預金の預入れ・払戻し・他預金への振替・振込の依頼およびCOデビット取引」と、同規定第7条第1項中「窓口でカードにより取り扱った場合」とあるのは「COデビット取引をした場合」と、同規定第10条第1項(法人キャッシュカードの場合はちばぎんキャッシュカード規定(法人用)第8条)中「窓口でカードにより取り扱った場合」とあるのは「COデビット取引をした場合」と、同規定第10条第2項(法人用)中「支払機または振込機」とあるのは「端末機」と、「払戻し」とあるのは「引落し」と、同規定第16条(法人キャッシュカードの場合はちばぎんキャッシュカード規定(法人用)第11条)中「預金機・支払機・振込機」とあるのは、「端末機」と読み替えるものとします。

### 第3章 公金納付

#### 1. (適用範囲)

利用者が、次の各号のうちいざれかの者(以下「公的加盟機関」といいます。)に対して、機構所定の公的加盟機関規約(以下本章において「規約」といいます。)に定める公的加盟機関に対する公的債務(以下「公的債務」といいます。)の支払いを行うために、カードを提示した場合は、第1号においては規約所定の加盟機関銀行が、第2号においては規約所定の決済代行機関が当該公的債務を支払うものとします。この場合、利用者は、加盟機関銀行に対して当該公的債務相当額(第2号においては加盟機関銀行が決済代行機関に対し負担する補償債務に係る費用相当額)を支払う債務(以下「補償債務」といいます。)を負担するものとし、当該補償債務を預金口座から預金の引落し(総合口座取引規定にもとづく当座貸越による引落しを含みます。)によって支払う取引(以下本章において「デビットカード取引」といいます。)については、この章の規定により取扱います。

- (1)規約を承認のうえ、規約所定の公的加盟機関として登録され、機構の会員である一又は複数の金融機関(以下本章において「加盟機関銀行」といいます。)と規約所定の公的加盟機関契約を締結した地方公共団体その他機構所定の機関。但し、当該公的加盟機関契約の定めに基づき、当行のカードが公的加盟機関で利用できない場合があります。
- (2)規約を承認のうえ、規約所定の決済代行機関と規約所定の間接公的加盟機関契約を締結した地方公共団体その他機構所定の機関。但し、規約所定の当該間接公的加盟機関契約の定めに基づき、当行のカードを、間接公的加盟機関で利用することができない場合があります。

#### 2. (準用規定等)

- (1)カードをデビットカード取引に利用することについては、第1章の2.ないし5.を準用するものとします。この場合において、「加盟店」を「公的加盟機関」と、「直接加盟店」を「決済代行機関」と、「加盟店銀行」を「加盟機関銀行」と、「売買取引債務」を「補償債務」と読み替えるものとします。

- (2)前項にかかわらず、第1章第2条第3項第3号は、本章のデビットカード取引には適用されないものとします。
- (3)前二項にかかわらず、カードを用いて支払おうとする公的債務が、当該公的加盟機関がデビットカード取引による支払いを認めていない公的債務である場合には、デビットカード取引を行うことはできません。

## 第4章 規定の変更等

- (1)当行は、法令の定めにしたがい、お客さまの利益のために必要と認められるとき、または、その他相当の事由がある場合で、お客さまの契約目的に反せず、かつ変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他変更にかかる事情に照らして、合理的な内容であるときに、本規定を変更することができます。
- (2)前項による本規定の変更は、変更後の規定の内容を当行ホームページへの公表その他適切な方法により公表し、公表の際に定める効力発生時期の到来により効力を生じるものとします。

(2023年6月改定)

# ちばぎんスーパークード一体型カード特約(JCB)

## 第1条(本特約の目的)

本特約は、株式会社千葉銀行(以下「当行」という。)および株式会社ジェーシービー(以下「JCB」という。)が発行する「ちばぎんスーパークード・キャッシュ一体型カード」(以下「本カード」という。)の発行条件および本カードの機能・使用方法等について定めるものです。

## 第2条(本カードの発行・貸与)

1.本カードのお申込みは個人の方のみとし、以下のいずれかの場合に発行されるものとします。また、お申込みは当行およびJCBからお届け住所宛へ諸通知の発送や諸連絡を行うことをご了解いただける方に限らせていただきます。

(1)当行と普通預金取引のある方が、当行およびJCBが別に定める「JCB CARD会員規約」(以下「クレジットカード規約」という。)または「JCBデビット会員規約」および当行のキャッシュカード規定(以下「キャッシュカード規定」という。)ならびに本特約を承認のうえ、クレジットカード規約第1条に定義する本会員、またはJCBデビット会員規約第1条に定義する本会員(以下併せて「本会員」という。)となる旨の申込みをするとともに本カードの発行の申込みをし、これに対し当行およびJCB(以下「両社」という。)が承認した場合。

(2)キャッシュカード規定を承認のうえ当行発行にかかるキャッシュカードの貸与を受けている方が、クレジットカード規約またはJCBデビット会員規約(以下併せて「JCB会員規約」という。)およびキャッシュカード規定ならびに本特約を承認のうえ、本会員となる旨の申込みをするとともに本カードの発行の申込みをし、これに対し両社が承認した場合。

(3)JCB会員規約を承認のうえ両社にかかるクレジットカードまたはJCBデビットカードの貸与を受けている本会員が、JCB会員規約およびキャッシュカード規定ならびに本特約を承認のうえ、本カードの発行の申込みをし、これに対し両社が承認した場合。

(4)キャッシュカード規定を承認のうえ当行発行にかかるキャッシュカードの貸与を受けており、かつJCB会員規約を承認のうえ両社にかかるクレジットカードまたはJCBデビットカードの貸与も受けている本会員が、JCB会員規約およびキャッシュカード規定ならびに本特約を承認のうえ、本カードの発行の申込みをし、これに対し両社が承認した場合。

2.前項にもとづいて発行される本カードの所有権は当行に帰属するものとし、当行は前項各号による承認をした方に対し、本カードを貸与するものとします。(以下、本項にもとづいて本カードの貸与を受けた方を「一体型会員」という。)なお、本カード上には、会員氏名・JCBカード会員番号・JCBカードの有効期限・銀行口座番号等が表示されています。

3.第1項各号の申込みに際しては、本カードのキャッシュカードとしての機能(「キャッシュカード規定」に定められた機能をいい、以下「キャッシュカード機能」という。)が対応する普通預金口座を、本カードのクレジットカードまたはJCBデビットカード利用代金、手数料等の決済口座として届け出るものとします。

4.本カードが、万が一ご不在などの理由により不送達となり、返送された場合には当行で所定の期間のみ保管します。この場合、当行の口座開設店またはカードセンターにご確認のうえ、その指示に従い交付を受けてください。所定の期間を経過した場合は、当該カードは破棄しますので、利用をご希望の場合はあらためて本カードのお申込みが必要となります。

## 第3条(本カード発行に伴う既存カードの取扱い)

第2条1項(2)～(4)の場合において、一体型会員が本カードの発行前に保有していたキャッシュカード、クレジットカードまたはJCBデビットカードの機能は、それぞれ以下の時点で失効するものとします。

(1)キャッシュカード機能の失効：一体型会員が本カードを利用した時点

(2)クレジットカードまたはJCBデビットカード機能の失効：両社が一体型カードを発行することを認めた月の2ヶ月経過した日以降の両社所定の日

## 第4条(有効期限)

1.本カードの有効期限は両社が指定するものとし、カード上の表示した月の末日までとします。

2.両社は、カード有効期限までに、退会の申し出のない会員で、かつ、両社が引き続き会員として認める場合、有効期限を更新した新たなカード(以下「更新カード」という。)を発行します。なお、更新カードの発行および貸与については、第2条に準じるものとします。

3.前項にもとづいて更新カードが発行された場合において、一体型会員が更新カードの発行前に保有していた本カードのキャッシュカード機能およびクレジットカードまたはJCBデビットカードの機能は、カード上に表示した月の末日をもって失効するものとします。

## 第5条(本カードの機能)

1.一体型会員は本カードにより、キャッシュカード機能および両社が発行するクレジットカードとしての機能(クレジットカード規約に定められた機能をいい、以下「クレジット機能」という。)またはJCBデビットカードとしての機能(JCBデビット会員規約に定められた機能をいい、以下「JCBデビット機能」という。)を、各々の規定・規約および本特約に従って利用することができます。

2.一体型会員は、現金自動支払機(以下「CD」という。)または現金自動預払機(以下「ATM」という。)において本カードを利用する場合においては、本カード表面に記載されている本カード挿入方向の指示に従って、キャッシュカード機能とクレジット機能またはJCBデビット機能との使い分けをするものとします。

3.前項の規定にかかわらず、一体型会員が本カードの挿入方向を間違えることにより希望取引以外の取引が発生した場合においても、一体型会員は、当該希望外取引にもとづく債務についての支払義務を負うものとします。

4.本カードのキャッシュカード機能にJ-Debit機能が付加された場合において、一体型会員が、本カードのJ-Debit機能およびクレジット機能またはJCBデビット機能の両機能を使用できる加盟店において本カードを利用してショッピングを行う場合には、本カード提示の際に、いずれの機能を利用するかについて、当該加盟店に申告するものとします。

## 第6条(本カードの使用不能)

1.万が一本カードについてカードの使用不能が生じた場合には、当行の取引店(支払預金口座の口座開設店になります。)にご照会ください。

2.本カードの使用不能に伴ってカードの再発行が必要な場合には、一体型会員は本カードの支払預金口座の口座開設店で所定の手続を行ってください。

## 第7条(本カードの機能停止等)

1.一体型会員は、当行およびJCBとの間のクレジットカード契約またはJCBデビット契約および当行との間のキャッシュカード利用契約が有効である場合であっても、以下のいずれかの事由が生じた場合は、本カードの機能またはサービスが停止されることがあることを予め承認し、これに伴う不利益・損害等については、当行およびJCBは責任を負わないものとします。

- (1)本カードの再発行のため、一体型会員が、当行またはJCBに本カードを返還した場合。  
(2)本カードに関する諸変更手続のため、一体型会員が、当行またはJCBに本カードを送付または預けた場合。  
(3)CDまたはATMでの利用時に、暗証番号相違、CD・ATMの故障等の理由により本カードが回収された場合。  
(4)一体型会員から当行またはJCBに対して、その貸与された本カードを紛失または盗難にあった旨の届け出があった場合。
- 2.一体型会員が本特約またはJCB会員規約に違反した場合は、当行またはJCBはクレジット機能またはJCBデビット機能を一時停止することができるものとします。
- 3.クレジット機能またはJCBデビット機能の利用について、第三者による不正使用の疑義が生じた場合には、当行またはJCBはクレジット機能またはJCBデビット機能を一時停止することができるものとします。
- 4.前2、3項の場合、当行は本カードのキャッシュカード機能についても利用を停止することができるものとします。ただし、当行は事前にまたは事後の場合は遅滞なく一体型会員に連絡するものとします。
- 5.本カードのキャッシュカード機能の利用について、前2、3項に記載された疑義が生じた場合には、当行は第4項と同様にキャッシュカード機能の利用を停止することができるものとします。また、この場合にクレジット機能またはJCBデビット機能の取扱いについては前2、3項と同様、その利用を停止することができるものとします。

## 第8条(本カードの解約・会員資格の取消について)

- 1.一体型会員は本カードをいつでも解約することができます。ただし、解約にあたっては、当行所定の書面を当行所定の窓口(原則として支払預金口座の口座開設店になります。)に提出し、バックアップサービスにかかる債務がある場合、その債務全額を弁済してください。この場合、本カードは当行に返却していただくか、本カードの磁気ストライプ部分およびICチップ部分を切断のうえ破棄してください。
- 2.本カードのクレジット機能またはJCBデビット機能についてはJCB会員規約に基づいて当行が会員資格を取消すことができます。この場合、当行は本カードのキャッシュカード機能にかかる契約を特に一体型会員に事前に通知することなく解約することができるものとします。これに伴って、万が一損害などが発生したとしても、当行は自らの責めに帰す事由による場合を除き、責任を負わないものとします。
- 3.前項の他に、当行は一体型会員が本特約またはJCB会員規約もしくはキャッシュカード規定に違反したと認めた場合には、本カードの利用契約を特に事前に通知することなく解約するものとします。

## 第9条(本カードの取扱い)

- 1.一体型会員は、当行より本カードを貸与されたときは、直ちに当該カードの所定欄に自己の署名を行わなければなりません。
- 2.本カードは、本カード上に表示された一体型会員本人以外は使用できません。一体型会員は、善良なる管理者の注意をもって本カードを使用し管理しなければなりません。また、本カードの所有権は当行に帰属しますので、他人に貸与、譲渡および担保の提供預託等に利用するなど本カードの占有を第三者に移転することはできません。

## 第10条(決済口座の変更)

クレジットカードの申込みの際に届け出た決済口座を変更する場合においては、一体型会員はクレジットカードを当行に返還するものとします。なお、この場合には、第14条所定の再発行手続きをとるものとします。

## 第11条(届出事項の変更)

- 1.一体型会員が両社に届出た氏名、住所、電話番号、Eメールアドレス、勤務先等について変更があった場合には、両社所定の方法により遅滞なく両社に届出るものとします。なお、クレジット機能またはJCBデビット機能に関する暗証番号の変更を希望する場合には、両社所定の方法により遅滞なく両社に届出るものとします。
- 2.前項のうち氏名の変更およびクレジット機能またはJCBデビット機能に関する暗証番号の変更があった場合においては、一体型会員は本カードを当行に返還するものとします。なお、この場合には第14条所定の再発行手続きをとるものとします。

## 第12条(紛失・盗難の届出)

- 1.一体型会員は、本カードを盗難、紛失その他の事由により喪失した場合には、JCB会員規約およびキャッシュカード規定の定めるところにしたがって、両社にすみやかに連絡するものとします。
- 2.前項の連絡の後、一体型会員は遅滞なく所定の書面による届出を行うものとします。この届出は当行所定の窓口(原則として支払預金口座の口座開設店になります。)で受付けるものとします。本カードの喪失に伴うカード再発行のお申込みについても同様とします。また、この届出の前に生じた損害については両社は責任を負いません。
- 3.第1項の連絡を受けた場合は、両社はカード喪失の連絡内容の確認など所定の手続にしたがって、クレジット機能またはJCBデビット機能およびキャッシュカード機能の利用を一時停止します。当行のシステムが休止している間に連絡を受けた場合には、システムの休止期間終了後に遅滞なく同様の措置をとります。これは本件カードのご利用の安全を図るための措置であり、万が一カード喪失の連絡における一体型会員の誤りなどでカードが使用できないことが生じても、両社は、自らの責めに帰す事由による場合を除き、一切責任を負いません。

## 第13条(本カードの紛失・盗難による責任の区分)

- 1.カードの紛失、盗難や第9条に違反して、他人に本カードを利用された場合は、その使用代金は、本カードの貸与を受けた一体型会員の負担とします。
- 2.第1項の規定にかかわらず、会員が紛失、盗難の事実を速やかに当行またはJCBに届け出るとともに所轄の警察署へ届け出、かつ当行またはJCBの請求により所定の紛失、盗難届を当行またはJCBに提出した場合には、当行またはJCBが届け出を受けた60日前以降に発生したクレジットカードまたはJCBデビットカードに関する損害については、当行は会員に対し、その支払いを免除します。ただし、次のいずれかに該当する場合には、当該カードが使用されたことによる会員の支払いは免除いたしません。
- (1)紛失、盗難が会員の故意または重大な過失によって生じた場合。  
(2)会員の家族、同居人、留守人等、会員の関係者によって使用された場合。  
(3)戦争、地震など著しい社会秩序の混乱の際に紛失や盗難が生じた場合。  
(4)会員規約に違反している状況において、紛失や盗難が生じた場合。  
(5)会員が当行およびJCBの請求する書類を提出しなかったり、または当行等の行う被害状況の調査に協力を拒んだ場合。

## **第14条(カードの再発行)**

本カードの紛失・盗難・破損・汚損・氏名の変更を理由に、一体型会員が両社に対し本カードの再発行を求め、これに対し両社が審査のうえ認めた場合には、本カードを再発行するものとします。なお、紛失・盗難で再発行が認められた場合、当該一体型会員は、両社所定の再発行手数料を支払うものとします。また、一体型会員が紛失・盗難以外の理由により本カードの再発行を求める場合には、当該一体型会員が所持する本カードを当行に返還するものとします。

## **第15条(カードの返還および単機能カードの発行)**

1. 一体型会員は、下記のいずれかの事由が生じた場合には、当行またはJCBの請求により本カードを返還するものとし、これに伴う不利益・損害等については、当行およびJCBは、責任を負わないものとします。

(1) JCB会員規約所定の事由により当行およびJCBが運営するクレジットカード取引システムの会員たる資格を喪失した場合(一体型会員が任意に退会した場合も含みます。)。

(2) 一体型会員による本カードのキャッシュカード機能に対応する普通預金口座の利用が、同口座の解約等の事由により不能となった場合。

(3) 一体型会員が当行に対し、本カードの利用を取り止める旨の申し出を行い、これを両社が認めた場合。

2. 前項(1)の場合において、本カードのキャッシュカード機能と同様の機能を持つキャッシュカード(以下「単機能キャッシュカード」という。)の発行を当行が認めた場合には、当行は当該一体型会員に対し、単機能キャッシュカードを発行するものとします。

(2) 前項(2)の場合において、本カードのクレジット機能と同様の機能を持つクレジットカード(以下「単機能クレジットカード」という。)、またはJCBデビット機能と同様の機能を持つJCBデビットカード(以下「単機能デビットカード」という。)の発行を当行およびJCBが認めた場合には、当行およびJCBは当該一体型会員に対し、単機能クレジットカードまたは単機能デビットカードを発行するものとします。

(3) 前項(3)の場合において、単機能キャッシュカードの発行を当行が認めた場合には、当行は当該一体型会員に対し、単機能キャッシュカードを発行するものとします。また同様に、前項(3)の場合において、単機能クレジットカードまたは単機能デビットカードの発行を当行およびJCBが認めた場合には、当行およびJCBは当該一体型会員に対し、単機能クレジットカードまたは単機能デビットカードを発行するものとします。

## **第16条(カードの回収)**

前条1項(1)の場合において、当行またはJCBは各々の判断で、利用者に事前の通知・催告等をすることなく、CDまたはATMやJCBの加盟店等を通じて、本カードを回収できるものとします。この場合、当行から新たにキャッシュカードが交付されるまでの間、利用者はキャッシュカード機能を利用できません。また、これに伴う不利益・損害等については、当行およびJCBは責任を負わないものとします。

## **第17条(業務の委託)**

1. 当行は本カードの発行に関する業務をJCBに委託することができるものとします。

2. JCBは、前項の業務につきJCBが指定する第三者に委託することができるものとします。

## **第18条(情報の提供)**

1. 一体型会員は、次の各号に定める情報について、本カードの発行、管理等業務遂行上必要な範囲で、両社の間で共有することに、予め同意するものとします。

(1) 会員が、両社に対して届け出た氏名、住所、電話番号、勤務先等について変更があり、第11条第1項にもとづいて両社に対し変更の届け出があった場合の、当該届け出情報。

(2) 第7条第1項各号、同条第2項、第15条第1項各号、第16条記載の事項。

(3) キャッシュカード規定またはJCB会員規約に違反した事実。

(4) その他本カードの機能の全部または一部の利用の可否判断に関わる当該一体型会員の情報。

2. 当行およびJCBは、第1項により知り得た一体型会員の情報について、一体型会員のプライバシーの保護に十分注意を払うものとします。

3. 一体型会員は、第17条にもとづき、本カードの発行業務を委託するにあたり委託業務遂行上必要な範囲で、両社に対し、またはJCBが再委託する第三者に対し、本カードに表示ないし記録される当該一体型会員に関する情報を預託します。

## **第19条(特約の優先適用)**

本特約とJCB会員規約またはキャッシュカード規定の内容が両立しない場合は、本特約が優先的に適用されるものとします。

## **第20条(特約の改定)**

本特約が改定され、その改定内容が一体型会員に通知された後に、当該一体型会員が本カードを利用したときは、当該一体型会員はその改定を承認したものとみなします。

以上

# ちばぎんスーパーカード一体型カード規定(MDC)

## 第1条(適用範囲等)

- (1)ちばぎんスーパーカード・キャッシュ一体型カード（以下「本件カード」といいます。）とは、株式会社千葉銀行（以下「当行」といいます。）が発行するカードで、1枚のカードで当行の会員規約（以下「会員規約」といいます。）に定めるサービス（以下「クレジットカードサービス」といいます。）と当行のキャッシュカード規定（以下「カード規定」といいます。）に定めるサービス（以下「キャッシュカードサービス」といいます。）をご利用できるものをいいます。
- (2)本件カードにおいては、クレジットカードサービスおよびキャッシュカードサービスは当行が各々利用者に提供します。利用者はこの一体型カード規定（以下「本規定」といいます。）および会員規約ならびにカード規定を承認のうえ本件カードを利用していくるものとします。
- (3)本件カードのキャッシュカードサービスにデビットカードサービスが付加された場合において、利用者が、本件カードのデビットカードサービスおよびクレジットカードサービスの両機能を使用できる加盟店において本件カードを利用してショッピングを行う場合には、本件カード提示の際に、いずれの機能を利用するかについて、当該加盟店に申告するものとします。
- (4)本件カードでは、キャッシュカードサービスをご利用いただく普通預金口座がクレジットカードサービスのお支払口座（以下「支払預金口座」といいます。）となります。なお、支払預金口座に指定することのできる口座は、当行所定の普通預金口座に限らせていただきます。
- (5)本件カードのお申込みは、個人の方のみとします。また、お申込みは、当行からお届出住所宛へ諸通知の発送や諸連絡を行うことをご了解いただける方に限らせていただきます。

## 第2条(本件カードの貸与・回収について)

- (1)本件カードの所有権は当行に帰属します。利用者へは、当行の承認のもとに貸与するものとし、利用者は善良なる管理者の注意をもって本件カードを利用・管理するものとします。
- (2)利用者は本件カードを本人において利用するものとし、第三者に譲渡または質入れしてはならないものとします。また、第三者に貸与すること、占有させることまたは使用させることをしてはならないものとします。
- (3)当行から本件カードの請求があった場合は、利用者はその請求に従って本件カードを返却するものとします。

## 第3条(本件カードのお申込みおよび審査)

- (1)本件カードのお申込みは、当行で受付けるものとします。  
本件カードのクレジットカードサービスの利用のお申込みについては当行で会員資格の審査をさせていただくものとします。
- (2)本件カードの交付は前項の会員資格の審査が終了した後になります。  
前項の会員資格の審査結果で、資格を満たさない場合（以下「クレジットカード利用不可の場合」といいます。）に限り、当行から本件カード申込書記載の連絡先に連絡させていただきます。
- (3)審査結果がクレジットカード利用不可の場合には、当行のキャッシュカードを交付します。この場合、別途キャッシュカード発行のための申込書は必要ありません。

## 第4条(本件カードの作成および交付)

- (1)前条により当行が利用者として承認した方（以下「契約者」といいます。）に、本件カードを交付します。
- (2)当行は本件カードの作成について第三者に委託して作成することができるものとします。また、本件カードの交付についても当行が指定する委託先からお届出の住所宛へ郵送することができるものとします。
- (3)本件カードが、万が一ご不在などの理由により不送達となり、返送された場合には当行で所定の期間のみ保管をします。この場合、当行の口座開設店またはカードセンターにご確認のうえ、その指示に従い交付を受けてください。所定の期間を経過した場合は、当該カードは破棄しますので、利用をご希望の場合はあらためて本件カードのお申込みが必要となります。

## 第5条(本件カードの記載事項・有効期限)

- (1)本件カードには、以下の情報の全部または一部が表示されています。
- ①クレジットカード会員番号
  - ②支払預金口座の口座番号
  - ③契約者名（預金者名・会員名）
  - ④カード有効期限
- (2)前項の③の契約者名は、本件カードの申込書記載の契約者名または申込書記載のカード表記用のお名前で表記させていただきます。このお名前は当行にお届出の支払預金口座の口座名義とは必ずしも一致しませんのでご注意ください。なお、本件カードのお申込みについては、支払預金口座の名義にかかわらず屋号付の名称や通称は受け付けていません。
- (3)第1項の④のカード有効期限は、本件カードについてのクレジットカードサービスとキャッシュカードサービスと共に共通の有効期限です。当該有効期限経過後は、当該カードによるクレジットカードサービスおよびキャッシュカードサービスのご利用はできなくなります。
- (4)本件カードの交付を受けた場合は、直ちにカード裏面の所定の場所に契約者ご本人の署名をしてください。この署名はクレジットカードサービスのご利用の際に必要に応じて使用していただくものであり、この署名がない場合には、クレジットカードサービスをご利用いただけない場合があります。

## 第6条(有効期限更新時の取扱い)

- (1)本件カードの有効期限が到来する場合、当行が引き続き利用者として承認する契約者に対しては有効期限を更新した新しいカードを送付します。なお、本件カードの作成および交付については、第4条に準じるものとします。
- (2)前項の場合において、当行がクレジットサービスの有効期限の更新を承認しないときは、クレジットカードサービスとともに、本件カードによるキャッシュカードサービスも、有効期限をもって終了するものとします。この場合、当該カードは契約者本人の責任において破棄するものとします。
- (3)前項の場合において、特に契約者本人の届出がなくとも、当行は必要に応じて当行所定のキャッシュカードを発行し、届出住所宛に送付することができるものとします。この場合は、キャッシュカード用暗証番号を含め、本件カードでの当行との間のキャッシュカードサービスに関する契

約は、そのまま継続するものとします。

## 第7条(カードの盗難・紛失)

- (1) 契約者は、本件カードを盗難、紛失その他の事由により喪失した場合には、会員規約およびカード規定の定めるところにしたがって当行にすみやかに連絡するものとします。
- (2) 前項の場合において契約者から届出を受けた当行は、当該カードの利用停止などの措置をとることができます。
- (3) 第1項の連絡の後、契約者は遅滞なく所定の書面による届出を行うものとします。この届出は当行の所定の窓口（原則として支払預金口座の口座開設店になります。）で受けるものとします。本件カードの喪失に伴うカード再発行のお申込みについても同様とします。また、この届出の前に生じた損害については当行は責任を負いません。
- (4) 第1項の連絡を受けた場合は、当行はカード喪失の連絡内容の確認など所定の手続にしたがって、クレジットカードサービスおよびキャッシュカードサービスの利用を一時停止します。当行のシステムが休止している間に連絡を受けた場合には、システムの休止期間終了後に遅滞なく同様の措置をとります。これは本件カードのご利用の安全を図るための措置であり、万が一カード喪失の連絡における契約者の誤りなどでカードが使用できないことが生じても、当行は、自らの責に帰す事由による場合を除き、一切責任を負いません。

## 第8条(本件カードの使用不能)

- (1) 万が一本件カードについてカードの使用不能が生じた場合には、当行の取引店（支払預金口座の口座開設店になります。）にご照会ください。
- (2) 本件カードの使用不能に伴ってカードの再発行が必要な場合には、契約者は本件カードの支払預金口座の口座開設店で所定の手続を行ってください。

## 第9条(届出事項の変更について)

- (1) 住所、氏名、電話番号、勤務先など本件カードについての届出事項に変更があった場合には、契約者はすみやかに当行所定の窓口（原則として支払預金口座の口座開設店になります。）に所定の書面により届出るものとします。この所定の書面による届出の前に生じた損害については当行は責任を負いません。
- (2) 氏名に変更があった場合および支払預金口座を当行の他の普通預金口座に変更する場合、またはクレジットカードの暗証番号を変更する場合には、必ずカードを作成し直す必要がありますので、本件カードは当行に返却していただくか、本件カードの磁気ストライプ部分およびICチップ部分を切断のうえ破棄してください。
- (3) 前項の場合も含めて届出事項の変更によりカード再作成が必要となる場合には、新しいカードが交付されるまでの間は、本件カードによるクレジットカードサービスおよびキャッシュカードサービスの利用はできないものとします。これに伴って、万が一損害などが発生した場合でも当行は、自らの責に帰す事由による場合を除き、責任を負いません。

## 第10条(本件カードのカード種類の変更など)

- (1) 本件カードについて、クレジットカードサービスのみを解約することおよびキャッシュカードサービスのみを解約することはできません。この場合は、当行所定の届出用紙により単体型のクレジットカードサービスもしくはキャッシュカードサービスへの切替手続きを行ってください。
- (2) 本件カードをクレジットカードサービスとキャッシュカードサービスに分離する場合も、上記(1)と同様の手続きを行ってください。
- (3) 本件カードについての支払預金口座を当行以外の金融機関に変更することはできません。

## 第11条(本件カードの利用停止)

- (1) 当行は、契約者が本規定または会員規約もしくはカード規定に違反したときまたは違反するおそれがあると判断したときには、クレジットカードサービスおよびキャッシュカードサービスの利用を停止することができるものとします。また、この場合において当行は契約者に特に催告することなく本件カードが利用可能な自動機や当行の加盟店を通じて本件カードの回収をすることができるものとします。これに伴って、万が一損害などが発生したとしても当行は、自らの責に帰す事由による場合を除き、責任を負いません。
- (2) 本件カードのクレジットカードサービスの利用について、本件カードが契約者ご本人以外の者によって利用されている疑義が生じた場合、契約者ご本人のクレジットカード会員番号が第三者に流用されている疑義が生じた場合、またはその他本件カードの利用について第三者による不正使用の疑義が生じた場合には、当行は本件カードによるクレジットカードサービスによる取引の安全を確保するため、当該契約者ご本人に係る本件カードのクレジットカードサービスの利用を停止することができるものとします。ただし、当行はサービスの利用の停止について、事前にまたは事後の場合は遅滞なく契約者に連絡するものとします。これに伴って、万が一損害などが発生したとしても当行は、自らの責に帰す事由による場合を除き、一切責任を負いません。
- (3) 前項の場合、当行は本件カードのキャッシュカードサービスについても利用を停止することができるものとします。ただし、当行はサービスの利用の停止について事前にまたは事後の場合は遅滞なく契約者に連絡するものとします。
- (4) 本件カードのキャッシュカードサービスの利用について、第2項に記載された疑義が生じた場合には、当行は第3項と同様にキャッシュカードサービスの利用を停止することができるものとします。また、この場合クレジットサービスの取扱いについては第2項と同様、その利用を停止することができるものとします。

## 第12条(本件カードの解約・会員資格の取消について)

- (1) 契約者は本件カードをいつでも解約することができます。但し、解約にあたっては、当行所定の書面を当行所定の窓口（原則として支払預金口座の口座開設店になります。）に提出し、バックアップサービスに係る債務がある場合、その債務全額を弁済してください。この場合、本件カードは当行に返却していただくか、本件カードの磁気ストライプ部分およびICチップ部分を切断のうえ破棄してください。
- (2) 本件カードのクレジットカードサービスについては会員規約に基づいて当行が会員資格を取消することができます。この場合、当行は本件カードのキャッシュカードサービスに係る契約を特に契約者に事前に通知することなく解約することができるものとします。これに伴って、万が一損害などが発生したとしても当行は、自らの責に帰す事由による場合を除き、責任を負いません。
- (3) 前項の他に、当行は契約者が本規定または会員規約もしくはカード規定に違反したと認めた場合

には、本件カードの利用契約を特に事前に通知することなく解約できるものとします。

## **第13条(本件カードの利用・機械の誤操作について)**

- (1)本件カードのご利用については、クレジットカードサービスとキャッシュカードサービスとをそれぞれ間違いのないように利用してください。
- (2)本件カードのご利用について、自動機などに本件カードを挿入する方向を誤るなどによって取引が行われた場合であっても、本件カードが会員規約ならびに本規定、カード規定および自動機などの所定の案内通りに利用されたうえは、当該取引は有効なものとして取扱います。当該取引の取消しまたは訂正はできません。

## **第14条(規定の適用)**

本規定において特に定めがない場合は、クレジットカードサービスについては会員規約を適用します。また、キャッシュカードサービスについては、カード規定、普通預金規定、総合口座取引規定、振込規定その他当行の定める規定を適用します。

## **第15条(規定の改定)**

本規定の変更について、当行から変更内容を通知した後または新規定を送付した後にカードを利用したときは、契約者が変更事項または新規定を承認したものとみなします。

以上

# ちばぎんスーパーカード・バックアップサービス契約

私はちばぎんカード株式会社(以下「保証会社」という。)の保証にもとづき、ちばぎんスーパーカード専用の附帯機能として株式会社千葉銀行(以下「銀行」という。)の当座勘定利用による当座貸越取引(ちばぎんスーパーカード・バックアップサービス取引(以下「バックアップサービス取引」という。))をするについて、次の各条項を約定します。また、私は銀行が本契約締結の事実および貸越極度額のみの情報を株式会社ジェーシービー(JCBカードを選択した場合)に提供し、前社が当該情報を保有することに同意します。

## 第1条(取引方法)

- 1.本契約によるバックアップサービス取引は、銀行の本支店のうちいずれか1か店のみで開設できるものとします。
- 2.バックアップサービス取引は、ちばぎんスーパーカードを使用しない自動融資(第18条による取引方法)の利用による当座貸越取引の専用口座とし、小切手、手形の振出しあるいは引受けは行いません。
- 3.バックアップサービス取引にもとづく当座貸越は自動融資により発生し、また入金することにより減少します。
- 4.ちばぎんマイアクセス利用による随時の入金を行う場合は、別に定めるちばぎんマイアクセス利用規定によるものとします。

## 第2条(契約期限)

- 1.本契約の期限は、契約日の1年後の応当日の属する月の末日とします。ただし、契約期限の前日までに銀行あるいは私のいずれか一方より別段の意思表示がない場合には、この期限はさらに1年間延長されるものとし、以後も同様とします。
- 2.契約期限の前日までに銀行あるいは私から期限を延長しない旨の申出がなされた場合は次によることとします。
  - (1)契約期限の翌日以降本契約による当座貸越は受けません。
  - (2)当座貸越元利金は、本契約の各条項に従い弁済し、当座貸越元利金が完済した日に本契約は当然に解約されるものとします。
  - (3)契約期限に当座貸越元利金がない場合は、契約期限の満了をもって本契約は当然に解約されるものとします。

## 第3条(貸越極度額)

- 1.本契約の貸越極度額は表記のとおりとします。なお、銀行がこの極度額を超えて当座貸越を行った場合も、私はこの約定により債務を負担します。
- 2.銀行は前項にかかわらず、本契約の貸越極度額を変更できるものとします。この場合は、銀行は変更後の貸越極度額および変更日を私あてに通知するものとします。

## 第4条(貸越金利息・損害金等)

- 1.本契約による当座貸越金の利息は付利単位100円とし毎月銀行所定の日に、銀行の定める利率・方法により算出するものとし、計算の都度第1条第3項にかかわらず、当座貸越口座残高に組入れることに同意します。また、銀行が現金による利息の支払を請求したときは、直ちにこれに応じます。
- 2.銀行に対する債務を履行しなかった場合には、支払うべき金額に対し年19.8%の割合による損害金を支払います。この場合の計算方法は年365日の日割計算とします。
- 3.金融情勢の変化その他相当の事由がある場合には、銀行は利率および損害金の割合を一般的に行われる程度のものに変更することが出来るものとします。銀行はこの変更の内容を銀行の本支店に掲示するものとします。
- 4.保証会社の保証にかかる保証料は、銀行の負担とします。
- 5.銀行が特に私に対して優遇利率を適用した場合には、私に通知することなく銀行はいつでもその優遇利率を変更し、または優遇利率の適用を中止することができるものとします。

## 第5条(約定弁済・任意弁済)

- 1.本契約にもとづく毎月の弁済は借入要項記載の日(銀行休業日の場合は翌営業日とし、以下「約定返済日」という。)に、前月約定返済日(銀行休業日の場合は翌営業日)現在貸越残高があり引き続き約定返済日前日に貸越残高があるものが対象となり、約定返済日前日現在の当座貸越残高につき下記のとおり弁済します。ただし、約定返済日前日現在の当座貸越残高が下記の約定弁済額に満たないときは、当座貸越残高の全額を弁済します。

約定返済日前日現在の貸越残高	約定返済金額
50万円以下	1万円
50万円超100万円以下	2万円
100万円超200万円以下	3万円

- 2.前項による約定弁済のほかに当座貸越口座へ直接入金することにより隨時に任意の金額を弁済することもできるものとします。ただし、証券類は当座貸越口座へ直接入金できないものとします。なお、入金額が当座貸越残高相当額を超える場合は、その超える金額について表記の私名義の指定預金口座(以下「指定預金口座」という。)に入金するものとします。

- 3.前項以外による弁済は、原則として行わないものとします。

## 第6条(弁済方法)

- 1.前条第1項による当座貸越金の弁済にあたっては、指定預金口座から引落しのうえ充当してください。この場合、普通預金・総合口座通帳および同払戻請求書の提出はいたしません。なお、万一預け入れが遅延した場合にも預け入れ後いつでも約定弁済額に第4条第2項の損害金を加えた額(以下「弁済額相当額」という。)について同様の取扱いを行ってください。
- 2.指定預金口座の残高が約定弁済額または弁済額相当額に満たないときは、銀行はその一部の弁済にあてる取扱いはせず、その全額について期限に弁済がないものとします。この場合、約定弁済額または弁済額相当額が弁済されるまで当座貸越の利用を一時中止されても異議ありません。

## 第7条(諸費用の引落し)

- 1.本契約の締結に関し、私が負担すべき印紙代等の費用は銀行所定の日、方法により第1条第3項にかかわらず当座貸越口座から引落しのうえ費用の支払いにあてることができるものとします。

ただし、印紙代については銀行が認めた場合に限り、銀行所定の日に指定預金口座から小切手または通帳および請求書なしで引き落としのうえ、支払いにあてることができるものとします。

## 第8条(期限前の全額弁済義務)

- 1.私について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、銀行から通知催促等がなくても、当然に当座貸越元利金全額について弁済期が到来するものとし、直ちに当座貸越元利金全額を弁済します。なお、この場合銀行からの通知なしに直ちに本契約を解約されても異議はありません。
- (1)支払の停止または破産手続開始、民事再生手続開始の申立があったとき。
  - (2)手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
  - (3)私の預金その他の銀行に対する債権について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発送されたとき。
  - (4)第5条第1項の約定弁済を遅延し書面等により督促しても翌々月の弁済日までに弁済額相当額を弁済しなかったとき。
  - (5)保証会社から保証の中止または解約の申出があったとき。
  - (6)住所変更の届け出を怠るなど私の責めに帰すべき事由によって、銀行に私の所在が不明となったとき。
  - (7)相続の開始があったとき。
  - (8)ちばぎんスーパークードの会員規約にもとづき、期限の利益を失ったとき。
- 2.私について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、銀行の請求によって当座貸越元利金全額について弁済期が到来するものとし、直ちに当座貸越元利金全額を弁済します。
- (1)私が銀行に対する債務の一つでも期限に履行しなかったとき。
  - (2)私が銀行との取引約定の一つにでも違反したとき。
  - (3)この取引に関し私が銀行に虚偽の資料提供または報告をしたとき。
  - (4)ちばぎんスーパークードの会員資格を喪失したとき。
  - (5)前各号のほか債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。

## 第8条の2(反社会的勢力の排除)

- 1.私は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
- ①私が事業を経営する場合であって、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
  - ②私が事業を経営する場合であって、暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
  - ③自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
  - ④暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
  - ⑤私または私が事業を経営する場合であって経営に実質的に関与している者が、暴力団員等と社会的・非難されるべき関係を有すること。
- 2.私は、自らまたは第三者を利用して、次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約いたします。
- ①暴力的な要求行為
  - ②法的な責任を超えた不当な要求行為
  - ③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - ④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて銀行の信用を毀損し、または銀行の業務を妨害する行為
  - ⑤その他前各号に準ずる行為
- 3.私が、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または私が第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、私との取引を継続することが不適切である場合には、銀行からの請求があり次第、当座貸越元利金全額について弁済期が到来するものとし、直ちに当座貸越元利金全額を弁済します。
- 4.前項の規定の適用により、私に損害が生じた場合でも、銀行は何らの責任を負わないものとします。また、銀行に損害が生じた場合は、私は、その責任を負います。

## 第9条(解約等)

- 1.第8条各号の事由があるときは、いつでも銀行は当座貸越を中止または本契約を解約することができるものとします。
- 2.前条の規定により、当座貸越元利金全額の弁済がなされたときに、本契約は解約され、失効するものとします。
- 3.本契約による当座貸越取引が終了した場合には、直ちに当座貸越元利金を弁済します。
- 4.本契約による契約期限前に当座貸越取引を解約する場合で当座貸越元利金があるときは直ちにその全額を弁済します。
- 5.ちばぎんスーパークードを退会する場合は、第2条の契約期限にかかるわらず当座貸越取引は当然に終了するものとし、当座貸越元利金があるときは直ちにその全額を弁済のうえ、本契約を解約するものとします。

## 第10条(相殺払戻充当)

- 1.本契約の定めによって当座貸越元利金を弁済しなければならない場合には、その債務と私の預金その他の債権とを、その債権の期限のいかんにかかわらず、いつでも銀行は相殺することができます。
- 2.前項の相殺ができる場合には、銀行は事前の通知および所定の手続を省略し、私にかわり預金の払戻しを受け、本契約による債務の弁済に充当することもできます。この場合、銀行は私に対して充当した結果を通知するものとします。
- 3.前2項によって相殺または払戻充当をする場合、債権債務の利息、損害金等の計算については、その期間を計算実行の日までとし、利率、料率は銀行の定めによるものとします。

## 第11条(借主からの相殺)

- 1.弁済期にある私の預金その他の債権とを、その債務の期限が未到来であっても、私は相殺することができます。
- 2.前項により私が相殺する場合には、相殺通知は書面によるものとし、相殺した預金その他の債権の証書、通帳は届出印を押印して直ちに銀行へ提出します。

3.私が相殺した場合における債権債務の利息、損害金等の計算については、その期間を相殺通知の到達の日までとし、利率、料率は銀行の定めによるものとします。

## 第12条(充当の指定)

1.弁済または第10条による相殺または払戻充当の場合、私の債務全額を消滅させるに足りないときは、銀行が適當と認める順序方法により充当することができ、その充当に対して異議を述べることができないものとします。

2.第11条により私が相殺する場合、私の債務全額を消滅させるに足りないときは、私の指定する順序方法により充当することができます。

3.私が前項による指定をしなかったときは、銀行が適當と認める順序方法により充当することができ、その充当に対しては異議を述べません。

4.第2項の指定により債権保全上支障が生じるおそれがあるときは、銀行は遅滞なく異議を述べ、担保、保証の有無、軽重、処分の難易、弁済期の長短、割引手形の決済見込みなどを考慮して、銀行の指定する順序方法により充当することができ、その充当に対しては異議を述べません。

5.前2項によって銀行が充当する場合には、私の期限未到来の債務については期限が到来したものとして、銀行はその順序方法を指定することができます。

## 第13条(危険負担・免責条項等)

1.私が銀行に差し入れた証書等が、事変、災害、輸送中の事故等やむをえない事情によって紛失、滅失、または損傷した場合には、銀行の帳簿、伝票等の記録にもとづいて債務を弁済します。なお、証書等の紛失、滅失、または損傷が銀行の責めに帰すことのできない事情による場合には、銀行の請求によつて代りの証書等を差し入れます。

2.当座貸越金支払請求書、諸届この他の書類の印影または署名、暗証を私の届け出た印鑑または署名、暗証に相当の注意をもって照合し、相違ないと認めて取引したときは、それらの書類、印鑑等につき偽造、変造、盜用その他の事故があつてもこれによって生じた損害は私の負担とし、銀行にはなんらの請求をしません。

3.私に対する権利の行使もしくは保全または担保の取立もしくは処分に要した費用、および私の権利を保全するため銀行の協力を依頼した場合に要した費用は、私が負担します。

## 第14条(届け出事項の変更)

1.氏名、住所、職業(勤務先)、印鑑、電話番号その他届け出事項に変更があったときは、直ちに書面によって届け出をします。この届け出の前に生じた損害は私の負担とし銀行にはなんらの請求をしません。なお、住所の変更について当行所定の方法により届け出た場合には、書面による届け出を省略できるものとします。

2.私が前項の届け出を怠つたために、銀行からなされた通知または送付された書類が延着し、または到達しなかつた場合には、通常到達すべきときに到達したものとされても異議はありません。

## 第15条(報告・調査)

1.銀行から財産、債務、経営、業況、収入等について、資料の提供または報告を求められたときには直ちに応じます。

2.財産、債務、経営、業況、収入等について重大な変化が生じる恐れがあるときは銀行に報告します。

## 第16条(契約の変更)

1.本契約の内容を変更する場合(第4条第3項により利率及び損害金の割合が変更される場合を除く。)、銀行はあらかじめ変更内容および変更日を銀行本店に掲示するかまたは書面で私に通知するものとします。この場合、変更日以降は変更後の内容により本契約を履行します。

## 第17条(合意管轄)

1.本契約にもとづく諸取引に関して訴訟の必要を生じた場合には、銀行本店または表記の銀行取扱い店の所在地を管轄する裁判所とすることに合意します。

## 第18条(自動融資取引)

1.自動融資を利用する場合には、上記のちばぎんスーパーカード・バックアップサービス契約の各条項のはか次の各条項が適用されるものとします。

2.ちばぎんスーパーカード・バックアップサービス申込書(兼当座貸越契約書)により届け出た指定預金口座が、銀行所定の預金口座振替契約による引落し口座に指定されている場合、その預金口座振替の請求金額が指定預金口座の支払可能預金残高(指定預金口座に総合口座取引規定にもとづく当座貸越契約がある場合、その当座貸越を利用できる金額を支払可能預金残高に含む。)を超えるとき、銀行は当座貸越口座から第3条に定める貸越極度額の範囲内で自動的にその不足金相当額の当座貸越(この当座貸越を以下「自動融資」という。)を行い、指定預金口座に入金するものとします。なお、第5条および第6条に定める約定弁済金、第7条の諸費用の支払いのほか銀行との融資取引に関し私の負担する債務の弁済金の自動引落し、預金の払戻し、預金間の振替・送金については、自動融資の対象としません。

3.指定預金口座に対して、同日に数件の預金口座振替の請求があり、その合計額が前項により自動融資のできる額を超える場合は、そのいずれの預金口座振替請求額相当分を自動融資するかは銀行の任意とします。

4.指定預金口座への自動融資による入金(当座貸越口座からの当座貸越)と同日付での現金・振込および振替による指定預金口座への入金があった場合は、銀行は前者を優先して指定預金口座の支払可能預金残高不足に充当する取扱いとしても異議はありません。

## (個人信用情報機関の登録等)

1.私は、下記のそれぞれの表に定める個人情報(その履歴を含む。)が銀行が加盟する各個人信用情報機関に登録され、各機関および各機関と提携する個人信用情報機関の加盟会員によって自己の与信取引上の判断(返済能力または転居先の調査をいう。ただし、銀行法施行規則および割賦販売法により、返済能力に関する情報については返済能力の調査の目的に限る。)のために利用されることに同意します。

### 【全国銀行個人信用情報センター】

登録情報	登録期間
氏名、生年月日、性別、住所(本人への郵便不着の有無等を含む。)、電話番号等の本人情報	下記の情報のいずれかが登録されている期間
借入金額、借入日、最終返済日等の本契約の内容およびその返済状況(延滞、代位弁済、強制回収手続、解約、完済等の事実を含む。)	本契約期間中および本契約終了日(完済していない場合は完済日)から5年を超えない期間
銀行が加盟する個人信用情報機関を利用した日および本契約またはその申込みの内容等	当該利用日から1年を超えない期間
官報情報	破産手続開始決定等を受けた日から7年を超えない期間
登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨	当該調査中の期間
本人確認資料の紛失・盗難、貸付自肅等の本人申告情報	本人から申告のあった日から5年を超えない期間

### 【株式会社シー・アイ・シー(CIC)】

登録情報	登録期間
氏名、生年月日、住所、電話番号、運転免許証等の本人確認書類の記号番号等本人を特定するための情報等	下記の情報のいずれかが登録されている期間
契約の種類、契約日、契約額、貸付額、商品名およびその数量／回数／期間、支払回数等契約内容に関する情報等 利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、延滞等支払い状況に関する情報等	契約期間中および契約終了日(完済していない場合は完済日)から5年以内
銀行が加盟する個人信用情報機関を利用した日および本契約またはその申込みの内容等	当該利用日から6ヶ月間
登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨	当該調査中の期間
本人確認資料の紛失・盗難等の本人申告情報	登録日より5年以内

上記の他、支払い停止の抗弁の申し出が行われていることが、その抗弁に関する調査期間中登録されます。

全国銀行個人信用情報センターおよび株式会社シー・アイ・シー（CIC）が相互に提携している個人信用情報機関は株式会社日本信用情報機構（JICC）となります。

2.個人信用情報機関およびその提携する個人信用情報機関の問合せ電話番号、ホームページアドレス、加盟企業の概要は次のとおりです。

①銀行が加盟する個人信用情報機関

全国銀行個人信用情報センター

<https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/>

TEL 03-3214-5020

主に金融機関とその関係会社を会員とする個人信用情報機関

株式会社シー・アイ・シー（CIC）

<https://www.cic.co.jp/>

TEL 0120-810-414

主に割賦販売等のクレジット事業を営む企業を会員とする個人信用情報機関

※株式会社シー・アイ・シー（CIC）は、割賦販売法第35条の3の36に基づく指定信用情報機関です。

②上記各機関と提携する個人信用情報機関

株式会社日本信用情報機構（JICC）

<https://www.jicc.co.jp/>

TEL 0570-055-955

主に貸金業、クレジット事業、リース事業、保証事業、金融機関事業等の与信事業を営む企業を会員とする個人信用情報機関

3.私は、第1項の個人情報が、その正確性・最新性維持、苦情処理、個人信用情報機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等の個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、個人信用情報機関およびその加盟会員によって相互に提供または利用されることに同意します。

4.個人信用情報機関に登録されている情報の開示は、各機関で行ないます（銀行ではできません。）。

以上

# バックアップサービス保証委託約款

## 第1条(委託の範囲)

- 私がちばぎんカード株式会社(以下「保証会社」という。)に委託する債務保証の範囲は、私と株式会社千葉銀行(以下「銀行」という。)との間のちばぎんスーパーカード・バックアップサービス契約(以下「原契約」という。)にもとづき、私が銀行に負担する当座貸越金、利息、損害金、その他一切の債務とし、原契約の内容が変更されたときは、本契約にもとづく保証委託の内容も当然に変更されるものとします。
- 保証会社による保証は、保証会社が保証を適当と認め保証決定をした後、私と銀行の間で原契約が締結したときに成立するものとします。
- 本契約にもとづく保証委託の有効期間は、私と銀行との間の原契約の取引期限と同一とし、原契約が更新され、または期間延長されたときは、当然に本契約も更新され、または本契約にもとづく保証委託の期間も延長されるものとします。

## 第2条(債務の弁済)

私は、保証会社の保証により銀行から融資を受けるについては、この約定のほか、私と銀行との間に締結する当座貸越契約の各条項を遵守し、期日には遅滞なく元利金を弁済します。

## 第3条(保証の解約)

- 原契約または本契約にもとづく保証委託の有効期間内であるか否かを問わず、保証会社が必要と認めた場合、私は、保証会社が本契約にもとづき決定した保証を解約されても異議ありません。
- 保証債務が履行済みであるか否かを問わず、保証会社の保証債務が免責される事由が生じた場合、私は、保証会社が既に負担した保証債務を免れても異議ありません。
- 第1項により保証を解約された場合でも、私が既に原契約にもとづき借入れた債務の弁済が終わるまで、当該債務にかかる保証会社の保証債務は、前項の免責事由が生じた場合を除き存続します。

## 第4条(代位弁済)

- 保証会社が銀行から保証履行を求められた場合、私は、保証会社が私および連帯保証人に対して通知、催告なく保証債務を履行しても異議ありません。
- 保証会社が銀行に代位弁済した場合、私は、銀行が私に対して有していた一切の権利が保証会社に承継されることに異議ありません。
- 前項により保証会社が承継した権利を行使する場合、原契約および本契約の各条項が適用されるものとします。

## 第5条(求償権)

前条により保証会社が銀行に代位弁済した場合、私は、次の各号に定める求償権および関連費用について弁済の責を負い、その合計額をただちに保証会社に支払います。

- (1)前条により保証会社が代位弁済した全額。
- (2)保証会社が代位弁済のために要した費用の総額。
- (3)JCBカードを選択した場合、上記(1)(2)の金額に対する保証会社が代位弁済した日の翌日から私が求償債務の履行完了する日まで年14.6%の割合による遅延損害金。
- (4)スーパーカード(MDC)を選択した場合、上記(1)(2)の金額に対する保証会社が代位弁済した日の翌日から私が求償債務の履行完了する日まで年14.56%の割合(年365日の日割計算)による遅延損害金。
- (5)JCBカードを選択した場合、保証会社が私に対し、上記(1)(2)(3)の金額を請求するために要した費用の総額並びに後記第6条の権利行使に要する費用およびこれらに対する完済日までの間の年14.6%の割合による遅延損害金。
- (6)スーパーカード(MDC)を選択した場合、保証会社が私に対し、上記(1)(2)(4)の金額を請求するために要した費用の総額並びに後記第6条の権利行使に要する費用およびこれらに対する完済日までの間の年14.56%の割合(年365日の日割計算)による遅延損害金。

## 第6条(求償権の事前行使)

- 私が次の各号のいずれかに該当した場合、私は、第4条による代位弁済前であっても、残債務の全部または一部について求償権を行使されても異議ありません。
  - (1)銀行または保証会社に対する債務の一つでも履行を怠ったとき。
  - (2)保全処分、強制執行、競売の申立があったとき、または破産手続開始、民事再生手続開始等、法的債務整理開始の申立があったとき。
  - (3)租税公課の滞納処分、または手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
  - (4)原契約または本契約の条項に違反したとき。
  - (5)その他債権保全のため保証会社が必要と認めたとき。
- 保証会社が前項により求償権を行使する場合には、私は民法第461条にもとづく抗弁権を主張しません。

## 第6条の2(反社会的勢力の排除)

- 私は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
  - ①私が事業を経営する場合であって、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。

- ②私が事業を経営する場合であって、暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
  - ③自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
  - ④暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
  - ⑤私または私が事業を経営する場合であって経営に実質的に関与している者が、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- 2.私は、自らまたは第三者を利用して、次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約いたします。
- ①暴力的な要求行為
  - ②法的な責任を超えた不当な要求行為
  - ③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - ④風説を流布し、偽証を用いまたは威力を用いて保証会社の信用を毀損し、または保証会社の業務を妨害する行為
  - ⑤その他前各号に準ずる行為
- 3.私が、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または私が第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、私との取引を継続することが不適切である場合には、私は保証会社からの請求によって、保証会社が保証している金額について求め求償債務を負い、直ちに弁済します。
- 4.前項の規定の適用により、私に損害が生じた場合でも、保証会社は何らの責任を負わないものとします。また、保証会社に損害が生じた場合は、私は、その責任を負います。

## 第7条(弁済の充当順序)

私の弁済した金額が、保証会社に対する債務全額を消滅させるに足りない場合、私は、保証会社が適當と認める方法により充当されても異議はありません。なお、私について保証会社に対する複数の債務があるときも同様とします。

## 第8条(通知義務)

- 1.私の財産、経営、職業、地位、業況等について保証会社から求められた場合、私は、直ちに通知し、資料閲覧等の調査に協力いたします。
- 2.前項の事項に重大な変動が生じ、または生じるおそれのある場合、私は、直ちに通知し保証会社の指示に従います。
- 3.私および連帯保証人の氏名、住所、勤務等の事項に変更があった場合、私は、直ちに保証会社に届出ます。
- 4.私が前項の通知を怠ったため、保証会社が、私または連帯保証人の届出のあった氏名、住所にあてて、通知または送付書類を発送した場合、延着または到達しなかったときでも通常到達すべきときに到着したものとみなします。

## 第9条(担保・保証人)

私は保証会社から担保もしくは連帯保証人の提供または変更を求められたときは、遅滞なくこれに応じ一切異議を申し立てません。

## 第10条(公正証書の作成)

私は、保証会社から請求があるときは、直ちに求償債務に関し、強制執行認諾条項のある公正証書の作成に必要な一切の手続をします。

## 第11条(管轄裁判所の合意)

私は、本契約に関する訴訟、調停および和解については、保証会社本店所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

## 第12条(約款の変更)

この約款の内容は、保証会社と銀行との間の保証に関する契約書が改正されたときは、別段の定めがある場合を除きこれによって当然に変更されるものとします。

## 第13条(準拠法)

私と保証会社との間の諸契約に関する準拠法は、すべて日本法とします。

## 第14条(業務委託)

私は、銀行または保証会社が本約款に定める事務等をJCBまたは三菱UFJニコスに業務委託することをあらかじめ承認するものとします。

## (個人情報の収集・保有・利用等に関する条項)

### 1.個人情報の収集・保有・利用

私は、保証会社が行う与信判断および与信後の管理のため、私および家族会員(以下併せて「会員等」という。)の以下の情報を、保証会社が保護措置を講じた上で収集・利用することに同意します。

- ①氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、勤務先、職業、取引を行う目的(カードご利用目的)など  
入会申込時や入会後にお届けいただいた事項及びご申告いただいた事項
- ②入会申込日、入会承認日、ご利用可能枠など会員規約に基づくカード取引契約に関する事項

- ③会員等のカードご利用・お支払い状況
- ④会員等に申告いただいた資産、負債など、保証会社が収集したクレジット利用・支払履歴
- ⑤会員等または公的機関から、適法かつ適正な方法により収集した、住民票等公的機関が発行する書類の記載事項
- ⑥犯罪収益移転防止法に基づく本人確認書類の記載事項
- ⑦官報情報等、公開情報

## 2.個人信用情報機関(個人の支払能力に関する情報の収集および加盟会員に対する当該情報の提供を業とする者)への登録・利用

- (1)私は、保証会社が加盟する個人信用情報機関(以下「加盟信用情報機関」という。)および当該機関と提携する個人信用情報機関(以下「提携信用情報機関」という。)に保証会社が照会し、私の個人情報(破産等の官報情報、電話帳記載の情報等を含む。)が登録されている場合には、割賦販売法または貸金業法により、私の支払能力の調査の目的に限り、それを利用することに同意します。
- (2)私は、私の本契約に関する客観的な取引事実に基づく個人情報が、加盟信用情報機関に下表に定める期間登録され、また、加盟信用情報機関および提携信用情報機関の加盟会員により、私の支払能力に関する調査の目的に限り、利用されることに同意します。なお、割賦販売法または貸金業法により、それ以外の目的には利用しません。

### 【株式会社シー・アイ・シー(CIC)】

登録情報	登録期間
氏名、生年月日、住所、電話番号、運転免許証等の本人確認書類の記号番号等本人を特定するための情報等	下記の情報のいずれかが登録されている期間
契約の種類、契約日、契約額、貸付額、商品名およびその数量／回数／期間、支払回数等契約内容に関する情報等 利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、延滞等支払い状況に関する情報等	契約期間中および契約終了日(完済していない場合は完済日)から5年以内
銀行が加盟する個人信用情報機関を利用した日および本契約またはその申込みの内容等	当該利用日から6ヶ月間
登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨	当該調査中の期間
本人確認資料の紛失・盗難等の本人申告情報	登録日より5年以内

上記の他、支払い停止の抗弁の申し出が行われていることが、その抗弁に関する調査期間中登録されます。株式会社シー・アイ・シー(CIC)が相互に提携している信用情報機関は、全国銀行個人信用情報センターおよび株式会社日本信用情報機構(JICC)となります。

- (3)加盟信用情報機関および提携信用情報機関の問合せ電話番号、ホームページアドレス、加盟企業の概要は下記の通りです。また、本契約期間中に新たに個人信用情報機関に加盟する場合は、別途、書面により通知いたします。

#### [保証会社が加盟する信用情報機関]

株式会社シー・アイ・シー(CIC) TEL 0120-810-414

<https://www.cic.co.jp/>

[主に割賦販売等のクレジット事業を営む企業を会員とする個人信用情報機関]

※株式会社シー・アイ・シー(CIC)は、割賦販売法第35条の3の36に基づく指定信用情報機関です。

#### [保証会社が加盟する個人信用情報機関が提携する提携信用情報機関]

①全国銀行個人信用情報センター TEL 03-3214-5020

<https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/>

[主に金融機関とその関係会社を会員とする個人信用情報機関]

②株式会社日本信用情報機構(JICC) TEL 0570-055-955

<https://www.jicc.co.jp/>

[主に貸金業、クレジット事業、リース事業、保証事業、金融機関事業等の与信事業を営む企業を会員とする個人信用情報機関]

※上記の各信用情報機関の規約、加盟資格、加盟会員企業名等の詳細は、各信用情報機関のホームページに記載されております。

### **3.個人情報の開示・訂正・削除**

会員等は、保証会社および上記2.に記載する加盟個人信用情報機関に対して、個人情報の保護に関する法律の定めるところにより、自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。開示の結果、万一個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、保証会社は、速やかに訂正または削除に応じます。

### **4.本契約が不成立の場合**

本契約が不成立の場合であっても本申込をした事実は、上記1.及び2.(2)に基づき、当該契約の不成立の理由の如何を問わず一定期間利用されることに同意します。ただし、それ以外に利用されることはありません。

### **5.本条項に不同意の場合**

保証会社は、会員等が本申込みに必要な記載事項の記載を希望しない場合および本条項の内容の全部または一部を承認できない場合、保証をお断りすることや保証を中止する場合があります。

### **6.問合せ窓口**

個人情報の開示・訂正・削除等に関しましては、下記にご連絡ください。

〒261-7109 千葉市美浜区中瀬2-6-1 ワールドビジネスガーデンマリブイースト

ちばぎんカード株式会社

JCBカードの方：TEL 043-296-7282

スーパーカード(MDC)の方：TEL 043-276-2411

以上

